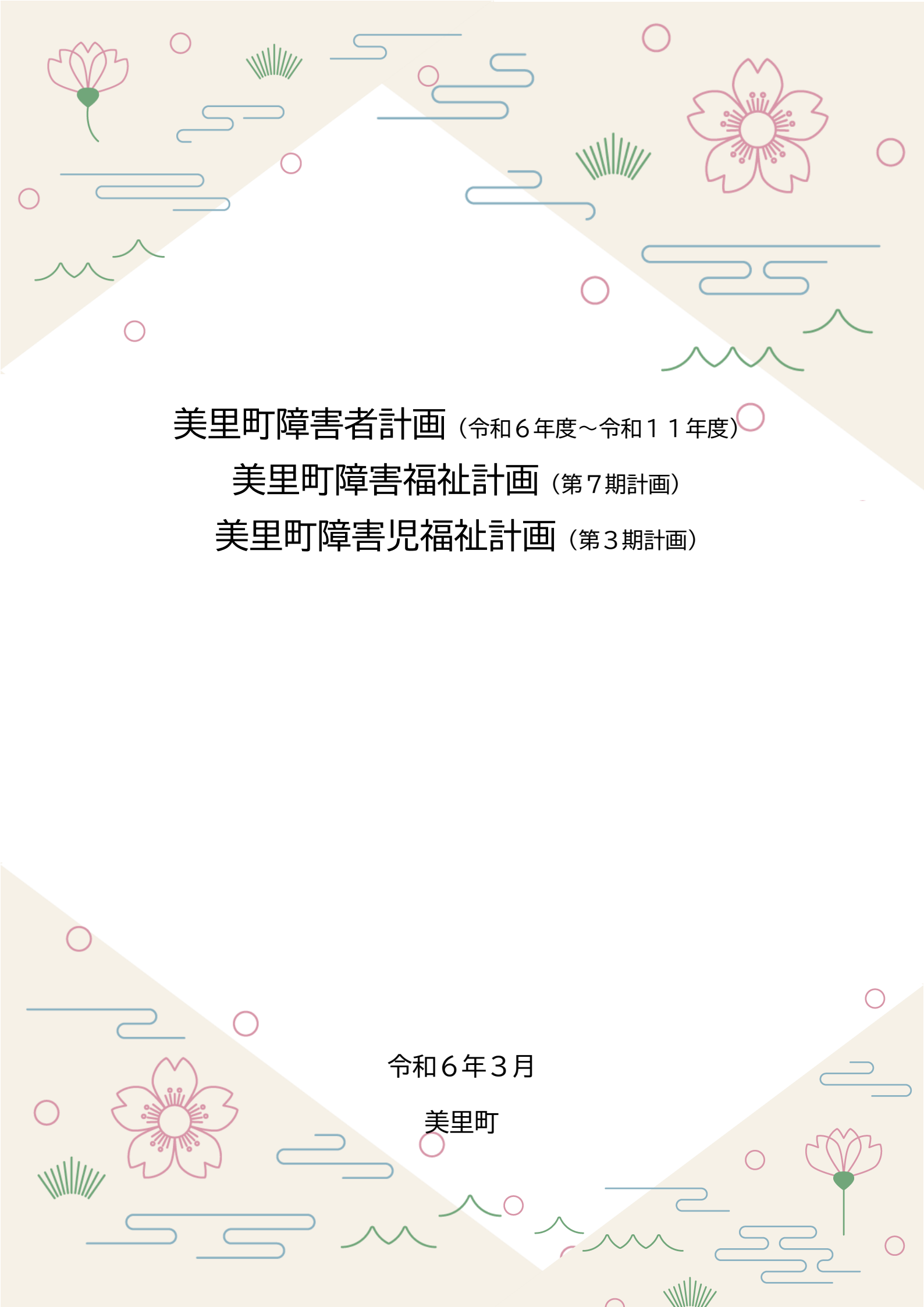




美里町障害者計画（令和6年度～令和11年度）

美里町障害福祉計画（第7期計画）

美里町障害児福祉計画（第3期計画）

令和6年3月

美里町

はじめに

美里町では、平成 30 年 3 月に「美里町障害者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」を、令和 3 年 3 月に「美里町障害福祉計画（第 6 期計画）」及び「美里町障害児福祉計画（第 2 期計画）」を策定し、障がいのある人もない人も、誰もが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、みんなが「学び、理解し、支え合う」を基本理念として、障がい者施策を総合的に推進してきました。



国においては、障がい者・児に関わる法改正を踏まえ、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援等、地域共生社会の実現に向けた取組や障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築等を示しています。

このような中、本町においても、新たな法律等に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、障がいのある人を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、次期計画となる「美里町障害者計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」「美里町障害福祉計画（第 7 期計画）」および「美里町障害児福祉計画（第 3 期計画）」を一体的に策定しました。

本計画では、障がい者・児の支援として様々な福祉サービスが実施されている中で、前計画期間における各サービスの実績や利用者の増減等を分析し、今期計画の期限である令和 8 年度までの見込量を定めており、今後はその数値に従って対象者へサービスの支給を行うこととなります。

また、ライフステージを通じた分野横断的な切れ目のない支援が重要であることを掲げ、より一層の迅速かつ的確なサービスの提供につなげることをとしています。

今後も前計画の基本理念を踏襲し、障がいの有無に関わらず町民全員が障がいを正しく認識し、個人が尊重され、一人ひとりに社会活動への参加や機会が平等に与えられるまちづくりを目指して各種施策の充実を図ってまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見をいただいた美里町障害者計画等策定委員会の皆さまをはじめ、各種調査等にご協力をいただいた障がい者支援事業所及び関係団体の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

美里町長 上田 泰弘

－ 目 次 －

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定の体制	4
第2章 障がいがある方を取り巻く状況	5
1 人口の状況	5
2 障がいがある方を取り巻く状況	11
3 アンケート調査結果概要	18
4 障がい福祉サービス提供事業所調査について	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 計画の体系	22
第4章 取組の内容(美里町障害者計画)	24
基本目標1 保健・医療	24
基本目標2 教育・社会参加	29
基本目標3 雇用・就業	37
基本目標4 広報・啓発	40
基本目標5 安心・安全	44
基本目標6 生活環境	47
基本目標7 差別の解消及び権利擁護	51
基本目標8 地域生活支援	57
第5章 取組の内容(美里町障害福祉計画(第7期計画)・障害児福祉計画(第3期計画))	68
1 障害福祉計画(第7期計画)における成果目標	68
2 障害福祉サービスの充実	72
3 地域生活支援事業の充実	79
4 障害児福祉計画(第3期計画)における成果目標	91
5 障がいのある児童を対象としたサービスの充実	93
6 相談支援体制の充実・強化等	98
7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	99
8 発達障がい者等に対する支援	99
第6章 計画の推進体制	100
1 計画の推進	100

2 計画の点検・評価体制	101
資料集	102
1. 策定委員会委員名簿.....	102
2. 計画策定の経緯.....	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、障がいのある人もない人も、誰もが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「みんなが学び、理解し、支え合う」を基本理念として、「美里町障害福祉計画（第6期計画）」、「美里町障害児福祉計画（第2期計画）」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

近年の国の動向をみると、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者（児）が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、「第5次障害者基本計画」が策定されました。

令和3年5月に「障害者差別解消法」の一部改正され、令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

令和4年6月には、児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、児童福祉法等の一部が改正され、令和6年4月に施行されます。

令和4年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定が行われ、令和6年4月に施行されます。

国ではこのような障がい者（児）に関わる法改正を踏まえ、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定のために基本指針を見直しており、主なポイントとして、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、障がい者等に対する虐待の防止、「地域共生社会」の実現に向けた取組、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化等、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築等を示しています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人が増えており、高齢化や障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化しています。

今後も、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、より一層障がい者福祉施策を充実させるために、「美里町障害者計画」「美里町障害福祉計画・美里町障害児福祉計画」の見直しを図り、「美里町障害者計画（令和6年度～令和11年度）・美里町障害福祉計画（第7期計画）・美里町障害児福祉計画（第3期計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本町においてはこれまで、障害者基本法に基づき平成 30 年 3 月に「美里町障害者計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」「美里町障害福祉計画（第 5 期計画）」「美里町障害児福祉計画（第 1 期計画）」を策定し、障がいがある方への取組や障害福祉サービスの提供に関わる取組の推進を図ってきました。

令和 3 年 3 月には、「美里町障害福祉計画（第 6 期計画）」「美里町障害児福祉計画（第 2 期計画）」を策定し、見直しを行っています。

今後も、障害者基本法及び障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づき、より一層障がい者福祉施策を充実させるために、「美里町障害者計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」「美里町障害福祉計画（第 7 期計画）」「美里町障害児福祉計画（第 3 期計画）」を策定します。

【根拠法令・計画内容】

障害者計画	根拠法令	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） 第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
	計画内容	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示すものです。
障害福祉計画	根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） 第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
	計画内容	障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。
障害児福祉計画	根拠法令	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（平成 30 年 4 月施行） 第 33 条の 20 第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
	計画内容	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

3 計画の期間

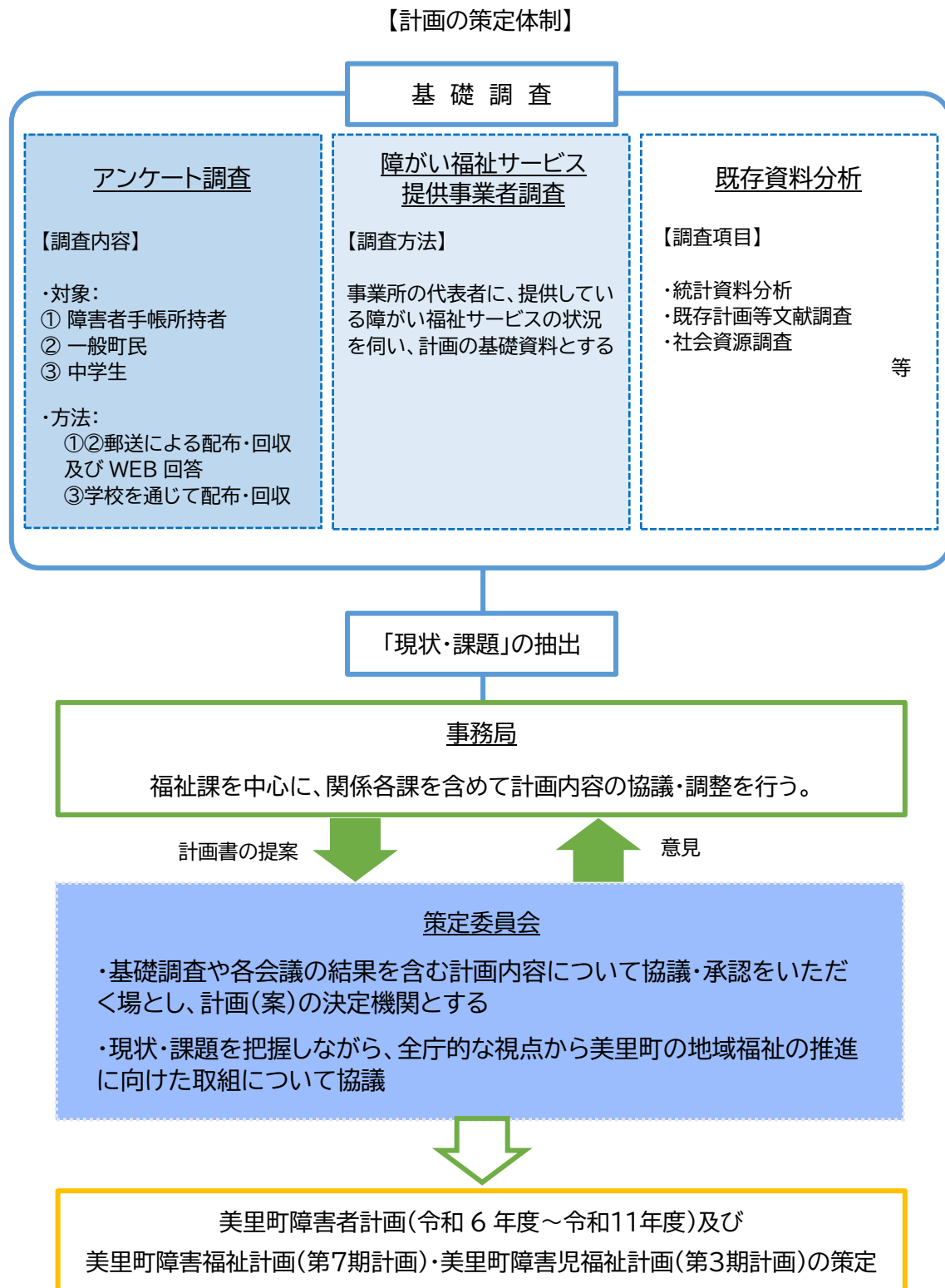
本計画の期間は、障害者計画を令和6年度から令和11年度までの6年間、障害福祉計画（第7期計画）及び障害児福祉計画（第3期計画）を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者計画 (令和6年度 ～令和11年度)	第4期					見直し
障害福祉計画 (令和6年度 ～令和8年度)	第7期		見直し	第8期		見直し
障害児福祉計画 (令和6年度 ～令和8年度)	第3期		見直し	第4期		見直し

4 策定の体制

本計画は以下のような体制で策定を行いました。



第2章 障がいがある方を取り巻く状況

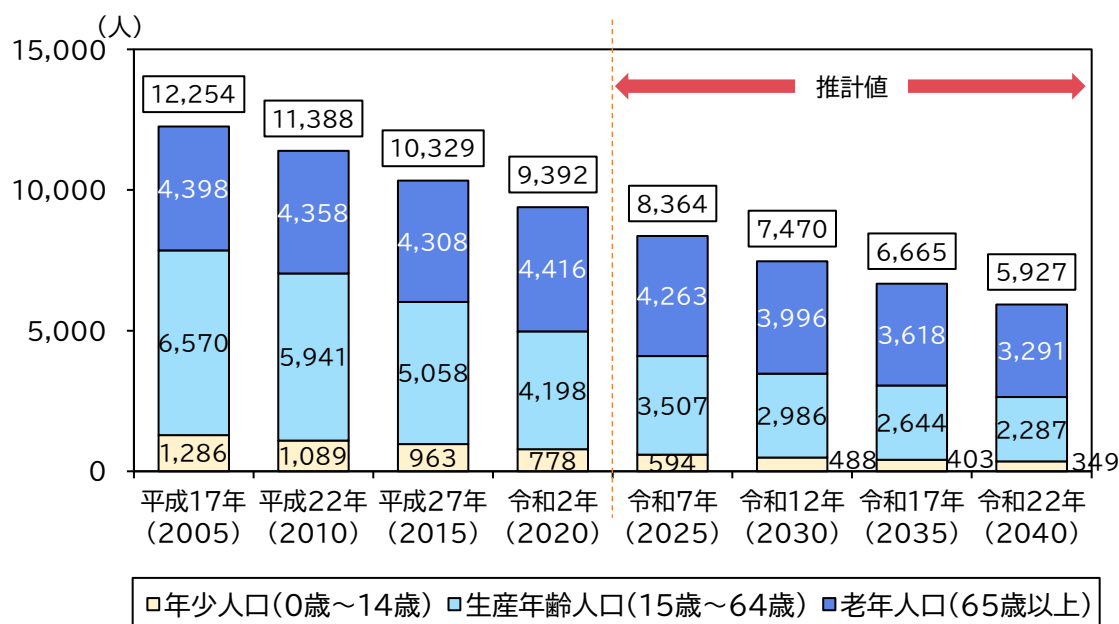
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口構成の推移

総人口は減少傾向にあり、平成17年の12,254人から令和2年の9,392人へと15年間で2,862人減少しています。

年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が大きく減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）の減少幅は小さくなっており、それに合わせて高齢化率も35.9%から47.0%へと11.1ポイント上昇しています。美里町においても少子高齢化が進行していることがわかります。

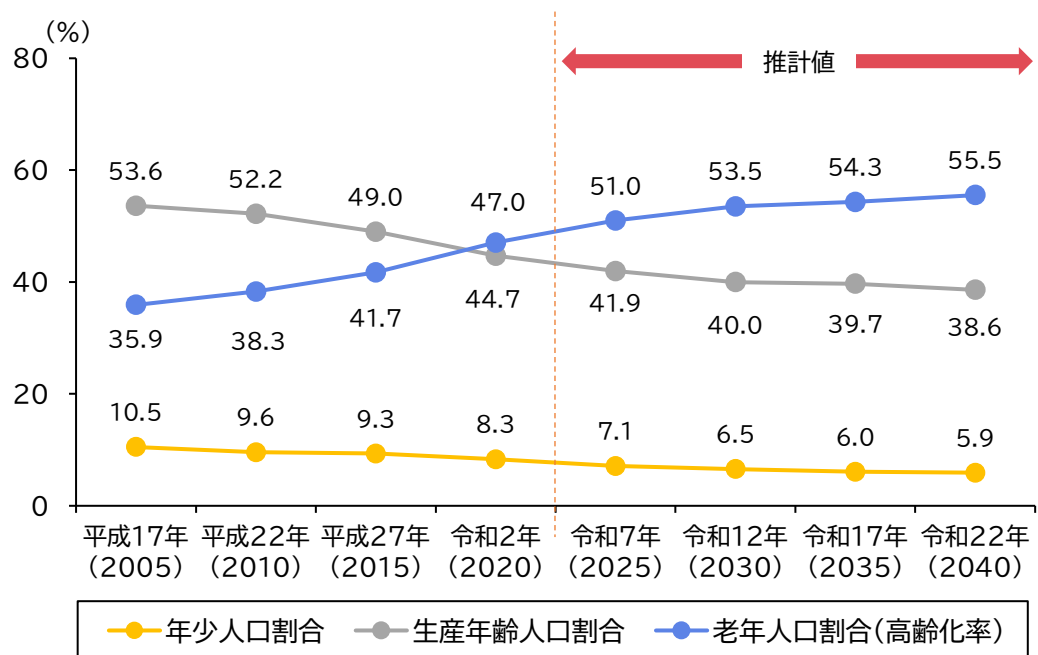
〈 年齢3区分別人口構成の推移 〉



資料：H17～R2：国勢調査

R7～R22：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

※総人口は年齢不詳を含まない



資料：H17～R2：国勢調査

R7～R22：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

※総人口は年齢不詳を含まない

(2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向にあり、平成 17 年の 3,870 世帯から令和 2 年の 3,405 世帯へと 15 年間で 465 世帯減少しています。

一般世帯総数が減少する一方で、単独世帯については増加傾向にあり、15 年間で 175 世帯増加しています。これは、高齢者のひとり暮らし世帯の増加による影響が大きいものと考えられます。

〈 世帯構成の推移 〉

単位：世帯

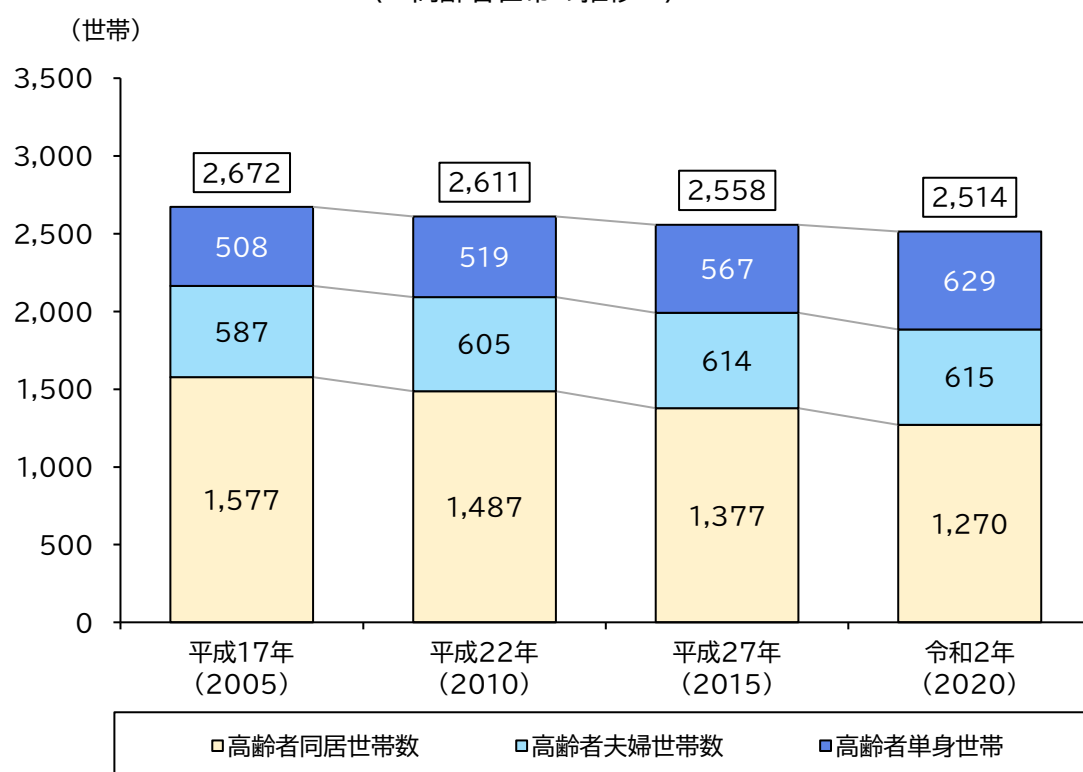
単位：世帯											
	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数（人）
		親族世帯 総数	核家族世帯					その他の親族世帯			
			核家族世帯 総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
平成 17年	3,870	3,141	2,004	845	801	44	314	1,137	10	719	11,710
平成 22年	3,763	2,990	1,980	818	761	60	341	1,010	20	753	10,808
平成 27年	3,580	2,747	1,883	789	711	60	323	864	15	818	9,767
令和 2年	3,405	2,498	1,816	756	657	61	342	682	13	894	8,709

資料：国勢調査

65 歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、世帯総数は減少傾向にあり、平成 17 年の 2,672 世帯から令和 2 年の 2,514 世帯へと 15 年間で 158 世帯減少しています。

高齢者のいる世帯総数は減少している一方で、高齢者単身世帯数の伸びが顕著となっており、平成 17 年の 508 世帯から令和 2 年の 629 世帯へと 15 年間で 121 世帯増加しています。

〈 高齢者世帯の推移 〉



資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

(3) 校区別人口・高齢化の状況

校区別の人口・高齢化の状況をみると、高齢化率が約40%以上と高くなっている地区が多くみられます。75歳以上の割合が30%以上と高くなっている地区も多くなっています。

また、年少人口（0～14歳）の割合が5%未満となっている地区も多くなっています。

〈 校区別人口・高齢化の状況 〉

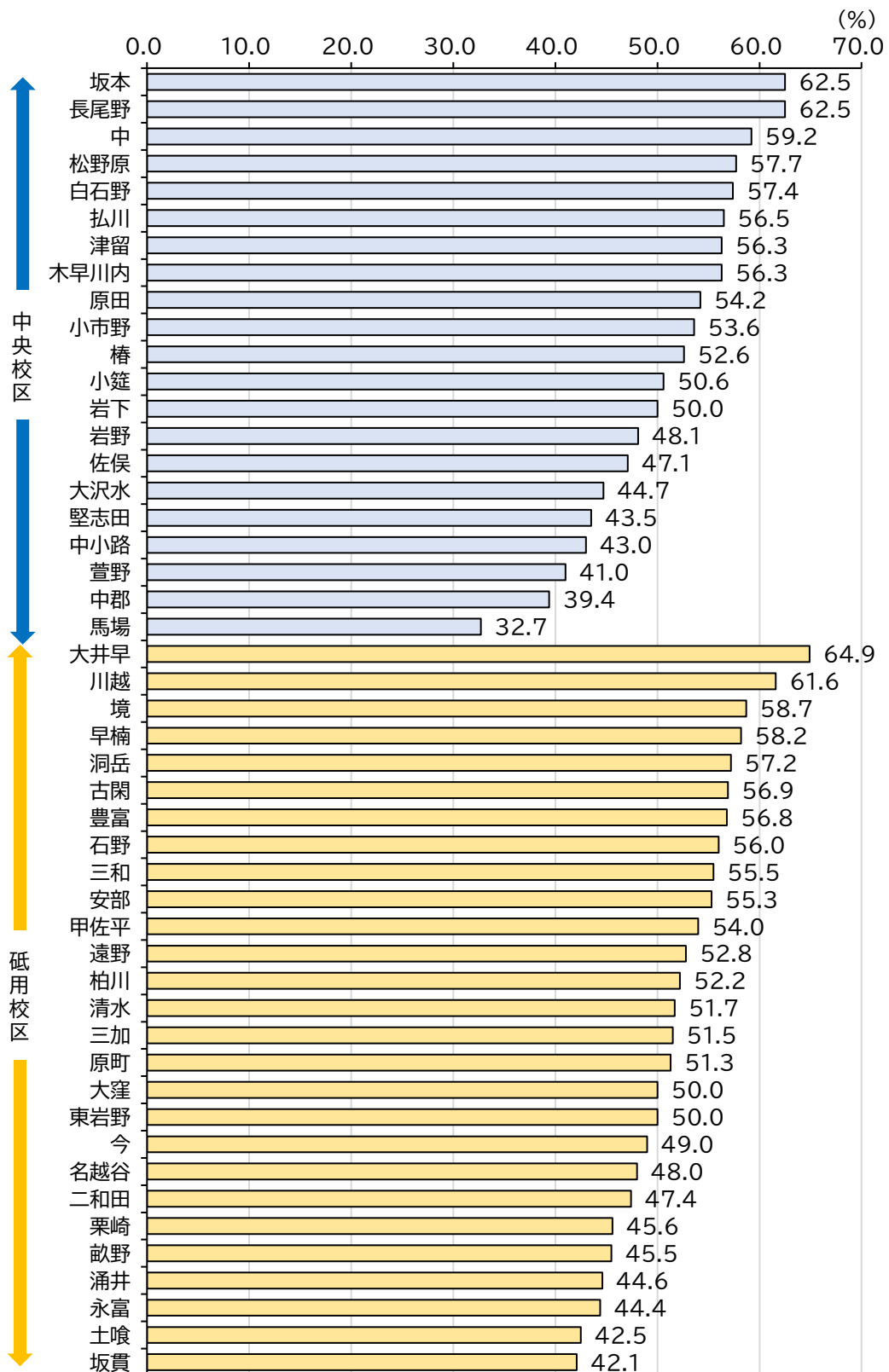
単位:人

校区	地区	総数	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上	年少人口割合	高齢化率	75歳以上割合
中央校区	坂本	80	4	26	20	30	5.0%	62.5%	37.5%
	長尾野	24	2	7	8	7	8.3%	62.5%	29.2%
	中	76	0	31	19	26	0.0%	59.2%	34.2%
	松野原	26	0	11	5	10	0.0%	57.7%	38.5%
	白石野	129	9	46	32	42	7.0%	57.4%	32.6%
	弘川	138	9	51	43	35	6.5%	56.5%	25.4%
	津留	48	1	20	12	15	2.1%	56.3%	31.3%
	木早川内	48	0	21	20	7	0.0%	56.3%	14.6%
	原田	48	0	22	13	13	0.0%	54.2%	27.1%
	小市野	56	7	19	12	18	12.5%	53.6%	32.1%
	椿	38	1	17	7	13	2.6%	52.6%	34.2%
	小筵	154	11	65	40	38	7.1%	50.6%	24.7%
	岩下	96	4	44	17	31	4.2%	50.0%	32.3%
	岩野	156	14	67	34	41	9.0%	48.1%	26.3%
	佐俣	367	33	161	69	104	9.0%	47.1%	28.3%
	大沢水	253	19	121	48	65	7.5%	44.7%	25.7%
	堅志田	340	29	163	62	86	8.5%	43.5%	25.3%
	中小路	237	23	112	49	53	9.7%	43.0%	22.4%
	萱野	400	21	215	89	75	5.3%	41.0%	18.8%
	中郡	487	51	244	100	92	10.5%	39.4%	18.9%
	馬場	682	80	379	106	117	11.7%	32.7%	17.2%
低用校区	大井早	171	7	53	48	63	4.1%	64.9%	36.8%
	川越	138	2	51	39	46	1.4%	61.6%	33.3%
	境	126	3	49	33	41	2.4%	58.7%	32.5%
	早楠	67	5	23	16	23	7.5%	58.2%	34.3%
	洞岳	250	9	98	60	83	3.6%	57.2%	33.2%
	古閑	123	3	50	31	39	2.4%	56.9%	31.7%
	豊富	146	4	59	48	35	2.7%	56.8%	24.0%
	石野	84	1	36	26	21	1.2%	56.0%	25.0%
	三和	155	3	66	34	52	1.9%	55.5%	33.5%
	安部	150	5	62	24	59	3.3%	55.3%	39.3%
	甲佐平	139	8	56	38	37	5.8%	54.0%	26.6%
	遠野	216	15	87	40	74	6.9%	52.8%	34.3%
	柏川	67	1	31	18	17	1.5%	52.2%	25.4%
	清水	147	10	61	26	50	6.8%	51.7%	34.0%
	三加	165	5	75	34	51	3.0%	51.5%	30.9%
	原町	224	16	93	48	67	7.1%	51.3%	29.9%
	大窪	192	21	75	42	54	10.9%	50.0%	28.1%
	東岩野	26	1	12	6	7	3.8%	50.0%	26.9%
	今	98	10	40	29	19	10.2%	49.0%	19.4%
	名越谷	321	17	150	64	90	5.3%	48.0%	28.0%
	二和田	171	15	75	16	65	8.8%	47.4%	38.0%
	栗崎	79	3	40	13	23	3.8%	45.6%	29.1%
	畝野	323	36	140	65	82	11.1%	45.5%	25.4%
	涌井	121	6	61	24	30	5.0%	44.6%	24.8%
	永富	666	57	313	141	155	8.6%	44.4%	23.3%
	土喰	372	24	190	61	97	6.5%	42.5%	26.1%
	坂貴	271	24	133	56	58	8.9%	42.1%	21.4%
全体		8,891	629	4,021	1,885	2,356	7.1%	47.7%	26.5%

資料：住民基本台帳（令和5年10月31日現在）

※年少人口割合が5%以下、高齢化率50%以上、75歳以上割合が30%以上のデータに「 」

〈 校区別高齢化の状況 〉



資料：住民基本台帳（令和5年10月31日現在）

2 障がいがある方を取り巻く状況

手帳所持者の状況をみると、平成 30 年度の 922 人から令和 4 年度の 820 人へと 4 年間で 102 人減少しています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では、平成 30 年度の 666 人から令和 4 年度の 573 人へと 93 人減少、療育手帳所持者では、平成 30 年度の 147 人から令和 4 年度の 140 人へと 7 人減少、精神障害者保健福祉手帳所持者では、平成 30 年度の 109 人から令和 4 年度の 107 人へと 2 人減少しています。

〈 手帳所持者の状況 〉

単位：人

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計	922	897	868	842	820
身体障害者手帳	666	636	610	585	573
療育手帳	147	151	150	150	140
精神障害者保健福祉手帳	109	110	108	107	107

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

① 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者の状況を年代別にみると、「18 歳未満」は横ばい、「18 歳～64 歳」と「65 歳以上」は減少傾向にあります。また令和 4 年度では「65 歳以上」が 465 人で全体の約 8 割を占めています。

障がい程度別にみると、すべての障がい程度が減少傾向にあります。また令和 4 年度では「1 級」が 175 人で全体の約 3 割と最も多く、次いで「4 級」、「2 級」の順となっています。

障がい種別にみると、「音声・言語・そしゃく機能障がい」は微増傾向、その他の種別は減少傾向にあります。また令和 4 年度では「肢体不自由」が 255 人で全体の 4 割強と最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」の順となっています。

〈 身体障害者手帳所持者の状況 〉

単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		666	636	610	585	573
年代別	18 歳未満	7	6	7	6	6
	18 歳～64 歳	122	111	113	102	102
	65 歳以上	537	519	490	477	465
障がい 程度別	1 級	202	194	198	185	175
	2 級	98	96	80	80	76
	3 級	84	78	76	73	75
	4 級	163	150	144	141	139
	5 級	49	47	46	42	41
	6 級	70	71	66	64	67
障がい 種別	視覚障がい	48	49	43	35	33
	聴覚・平衡機能障がい	97	99	89	91	94
	音声・言語・そしゃく機能障がい	5	6	6	6	7
	肢体不自由	318	299	282	269	255
	内部障がい	198	183	190	184	184
	複合	－	－	－	－	－

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

② 知的障がいのある人

療育手帳所持者の状況を年代別にみると、「18 歳未満」は減少傾向にあり、「18 歳～64 歳」は微増傾向、「65 歳以上」は横ばいで推移しています。また令和 4 年度では「18 歳～64 歳」が 88 人で、全体の 6 割強を占めています。

障がい程度別にみると、「A 1（最重度）」と「B 2（軽度）」は横ばい、その他の障がい程度は減少傾向にあります。また令和 4 年度では「B 1（中度）」と「B 2（軽度）」が 42 人で全体の約 3 割と最も多く、次いで「A 1（最重度）」、「A 2（重度）」の順となっています。

〈 療育手帳所持者の状況 〉

単位：人

			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計			147	151	150	150	140
年代別	18 歳未満		27	26	25	25	17
	18 歳～64 歳		85	89	89	92	88
	65 歳以上		35	36	36	33	35
障がい 程度	A 1（最重度）		30	32	31	31	29
	A 2（重度）		33	31	31	28	27
	B 1（中度）		46	46	45	46	42
	B 2（軽度）		38	42	43	45	42

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

③ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を年代別にみると、「18 歳未満」は横ばいに推移しており、「18 歳～64 歳」は微減、「65 歳以上」は微増傾向で推移しています。また令和 4 年度では「18 歳～64 歳」が全体の 6 割強を占めています。

障がい程度別にみると、「1 級」は減少傾向にあり、「2 級」は増加傾向、「3 級」は横ばいとなっています。令和 4 年度では「2 級」が 6 割強で最も高く、次いで「1 級」、「3 級」の順となっています。

〈 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 〉

単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		109	110	108	107	107
年代別	18 歳未満	0	1	1	0	0
	18 歳～64 歳	73	72	68	69	67
	65 歳以上	36	37	39	38	40
障がい 程度	1 級	37	35	31	30	28
	2 級	58	60	65	68	67
	3 級	14	15	12	9	12

資料：福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

④ 障害者支援区分認定者数

障害者支援区分認定者は、「区分6」が最も多く、次いで「区分3」、「区分5」と続いています。

〈 障害者支援区分認定者数の状況 〉

単位：人

区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
41	0	12	21	16	19	25	134

資料：福祉課（令和6年1月31日現在）

⑤ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて6人減少しています。

〈 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況 〉

単位：人

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	167	168	152	165	161

資料：熊本県（各年3月31日現在）

⑥ 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）等が難病に該当します。

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から、新たな難病医療費助成制度が始まりました。制度開始時は、医療費助成の対象疾病（指定難病）として 110 疾病が指定されていましたが、同年 7 月 1 日に 196 疾病が追加され、さらに、平成 29 年 4 月 1 日に 24 疾病、平成 30 年 4 月 1 日に 6 疾病（うち、5 疾病については既存の指定難病に統合）令和元年 7 月 1 日に 2 疾病が追加されました。そして、令和 3 年 11 月 1 日に 6 疾病が追加（うち、1 疾病については既存の指定難病に統合）され、現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は 338 疾病、小児慢性特定疾病は 845 疾病（16 疾患群）となりました。

本町地域では、特定疾患医療受給者証交付件数は、令和 5 年 4 月 1 日現在 109 件となっています。

〈 障害者支援区分認定者数の状況 〉

単位：人

区分	令和 5 年度
特定疾患医療受給者数 (特定医療費（指定難病）支給認定件数)	109 人

資料提供：宇城保健所（令和 5 年 4 月 1 日現在）

⑦ 就学の状況

I 特別支援学級の状況

特別支援学級の状況では、設置校は小・中学校合わせて 5 校で、児童・生徒数は小・中学校合わせて 26 名となっています。

〈 特別支援学級の状況 〉

	設置校数（校）	学級数（学級）	児童・生徒数
小学校	3 校	5 学級	15 人
中学校	2 校	4 学級	11 人
合計	5 校	9 学級	26 人

資料：学校教育課（令和 5 年 5 月 1 日現在）

Ⅱ 保育所・幼稚園における障がい児の在籍状況

保育所・幼稚園の在籍状況では、在籍乳幼児 154 名の中で、障がい児は 9 名在籍しています。

〈 保育所・幼稚園における障がい児の在籍状況 〉

単位：人

	3 歳未満	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳
在籍乳幼児	50	32	25	24	23
在籍障がい児	2	2	2	3	0

資料提供：福祉課（令和 6 年 1 月 1 日現在）

Ⅲ 支援学校在席状況

支援学校には、中学部に 1 名、小学部に 7 名在籍しています。

〈 支援学校在席状況 〉

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部
支援学校	不明	7	1

資料提供：学校教育課（令和 6 年 2 月 1 日現在）

3 アンケート調査結果概要

(1) 調査設計の概要

① 調査の目的

計画策定の基礎資料として、障がい者調査では障がい者（児）の生活実態や、福祉サービスの利用状況・利用意向、行政に対する要望等を把握するため、町民調査や中学生調査では障がいに対する意識等を把握するため実施しました。

② 調査の設計

●調査地域 美里町

●調査対象 ①障がい者調査：町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかもしくは複数所持者 500 人
②町民調査：町在住の 18 歳以上の男女 500 人
③中学生調査：町内の中学校に通う中学生 59 人

●調査方法 ①、②郵送（郵送配布・郵送回収）及び WEB 回答
③学校を通じて配布・回収

●調査期間 ①、②令和 5 年 9 月 29 日（金）～令和 5 年 10 月 16 日（月）
③令和 5 年 10 月 17 日（火）～令和 5 年 10 月 31 日（火）

③ 回収結果

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
障がい者調査	500 人	206 票 郵送 194 票 WEB 12 票	41.2%
町民調査	500 人	209 票 郵送 159 票 WEB 50 票	41.8%
中学生調査	59 人	59 票	100.0%

※結果については「第 4 章 取組の内容（美里町障害者計画）」で一部紹介しています。

4 障がい福祉サービス提供事業所調査について

(1) 調査設計の概要

① 調査の目的

個別支援ニーズやそれが生じる背景・生活課題・社会資源の実情等を具体的に把握することを目的に、関係団体・事業所等への調査を実施しました。

② 調査の設計

- 調査地域 美里町
- 調査対象 町内 9 事業所
- 調査方法 直接配布・回収（一部FAXやメールでの回収あり）
- 調査期間 令和5年10月5日（木）～11月10日（金）

③ 回収結果

調査種別	発送数	有効回収数	有効回収率
障がい福祉サービス提供事業所調査	9 事業所	9 票	100.0%

(2) 調査結果の概要

設 問	回 答
人材確保の取組み	● ハローワーク等への求人登録 ● SNS上のプラットフォームの積極的活用やコーポレートサイトの充実
運用面の課題	● 職員間の情報共有 ● 職員の高齢化 ● 物価高騰（食料品・ガソリン等） ● サービス利用者の減少 ● 地域内の潜在的ニーズの情報不足 ● 利用者の拡充、拡大
サービスの質向上へ向けた課題	● 新しい人材の育成 ● 職員個々の専門性の向上 ● 職員間の情報共有 ● キャリアアップ研修体制の構築 ● 専門的なアドバイスや、専門家との連携 ● 設備等、環境の充実
利用者等から入る情報で気になること	● 介護保険サービスでは、基本的な生活を担うことができず、高齢者はさらに生活しづらくなる ● 子育て、障がい者支援（補助金、手当金等）の拡充（特にひとり親家庭）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての町民が障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに学び、お互いに理解しあい、ともに支え合う共生社会の実現をめざしています。

そのためには、障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有すること、そして社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることを理解し、さらに障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権の尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等の権利が得られるよう、さまざまな支援を進めていくことが必要となります。

基本理念である『学ぶ・わかる・支え合う』に基づき本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、すべての町民の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も自らの希望と夢を持って、いきいきと個性を発揮し、社会に参加できるまちづくりをめざします。

基本理念

学ぶ・わかる・支え合う

2 基本目標

基本目標1 保健・医療

保健や医療について安心して生活ができるよう、適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実や障がいの原因となる疾病等の予防の充実を図ります。

基本目標2 教育・社会参加

教育相談体制の充実、個々の障がいや能力に応じた学習指導や切れ目のない支援ができる体制づくりを充実します。また、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、交流活動等参加機会の充実を図ります。

基本目標3 雇用・就業

障がい者が適性と能力に応じて、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、多様な就労機会や場の確保を推進します。

基本目標4 広報・啓発

障がい者への差別や偏見のない共生社会を実現するために、すべての市民が障がい者への理解を深め、こころのバリアフリーの実現を推進します。

基本目標5 安心・安全

災害時等にも不安を感じることなく、また悪徳商法等による消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、安全に安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標6 生活環境

障がい者が地域社会で積極的に社会・経済活動に参加できるよう、障がい者が外出しやすい環境をつくるため、バリアフリー化を推進します。

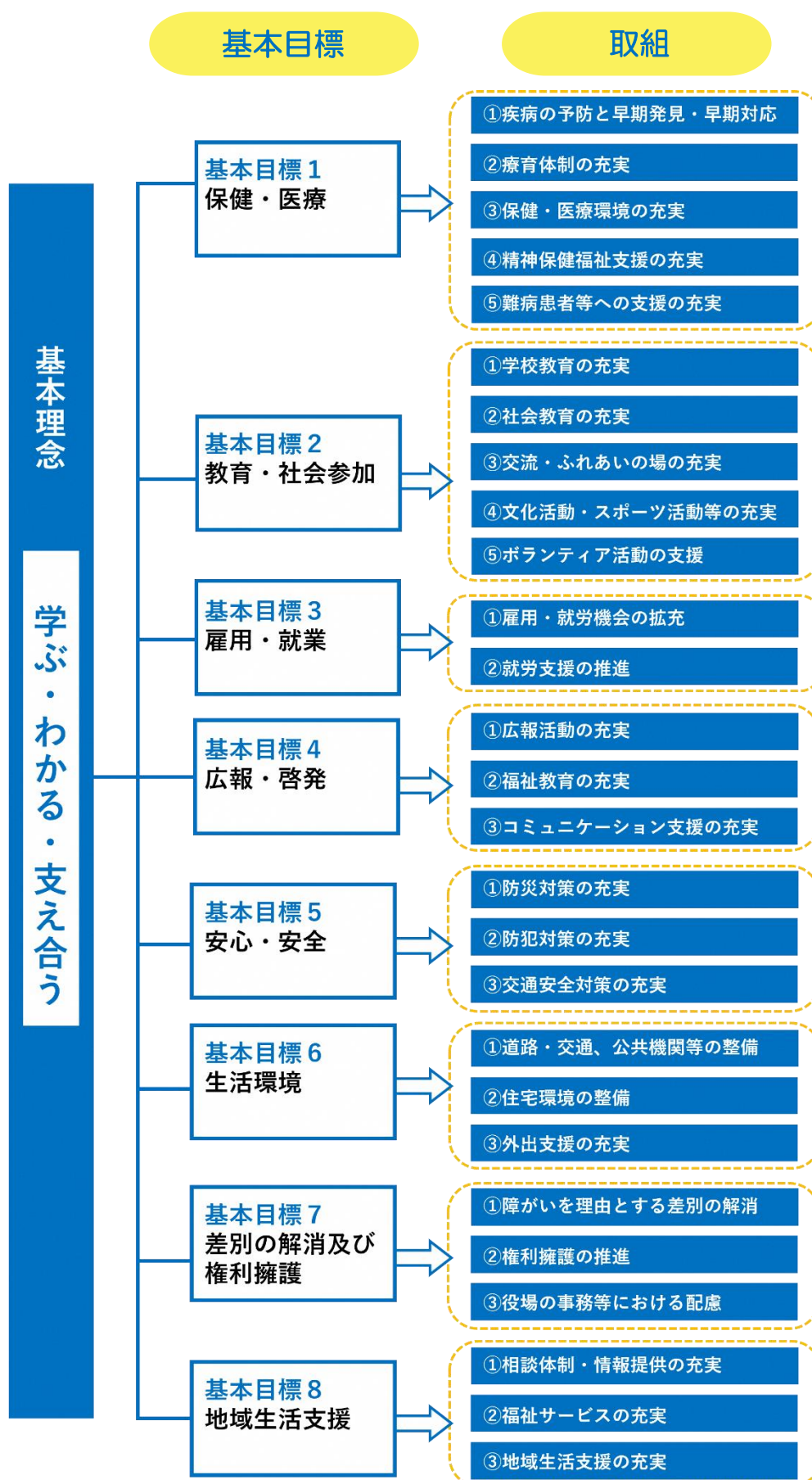
基本目標7 差別の解消及び権利擁護

障がい者が社会参加をする際に妨げとなることがないように、差別の解消、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護を推進します。

基本目標8 地域生活支援

障がい者が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実、住宅や生活施設の確保、生活安定のための経済的支援等サービスの充実を図ります。

3 計画の体系



障がい福祉サービス等	(1)訪問系サービス	①居宅介護(ホームヘルプ)
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障がい者等包括支援
	(2)日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練(機能訓練)
		③自立訓練(生活訓練)
		④就労選択支援 ※新規
		⑤就労移行支援
		⑥就労継続支援(A型)
		⑦就労継続支援(B型)
		⑧就労定着支援
		⑨療養介護
		⑩短期入所(医療型・福祉)
	(3)居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助(グループホーム)
		③施設入所支援
	(4)相談支援	①計画相談支援
		②地域移行支援
		③地域定着支援
	(5)障がい児支援	①児童発達支援
		②医療型児童発達支援
		③居宅訪問型児童発達支援
		④放課後等デイサービス
		⑤保育所等訪問支援
		⑥障がい児相談支援(障がい児支援利用援助・継続障がい児支援利用援助)

地域生活支援事業	(1)必須事業	①理解促進研修・啓発事業
		②自発的活動支援事業
		③相談支援事業
		④成年後見制度利用支援事業
		⑤成年後見制度法人後見支援事業
		⑥意思疎通支援事業
		⑦日常生活用具給付等事業
		⑧手話奉仕員養成研修事業
		⑨移動支援事業
		⑩地域活動支援センター(Ⅰ型・Ⅲ型)
	(2)任意事業	①相談支援充実・強化事業
		②日中一時支援事業
		③自動車運転免許取得費助成事業
		④身体障害者用自動車改造費助成事業
		⑤地域移行のための安心生活支援事業

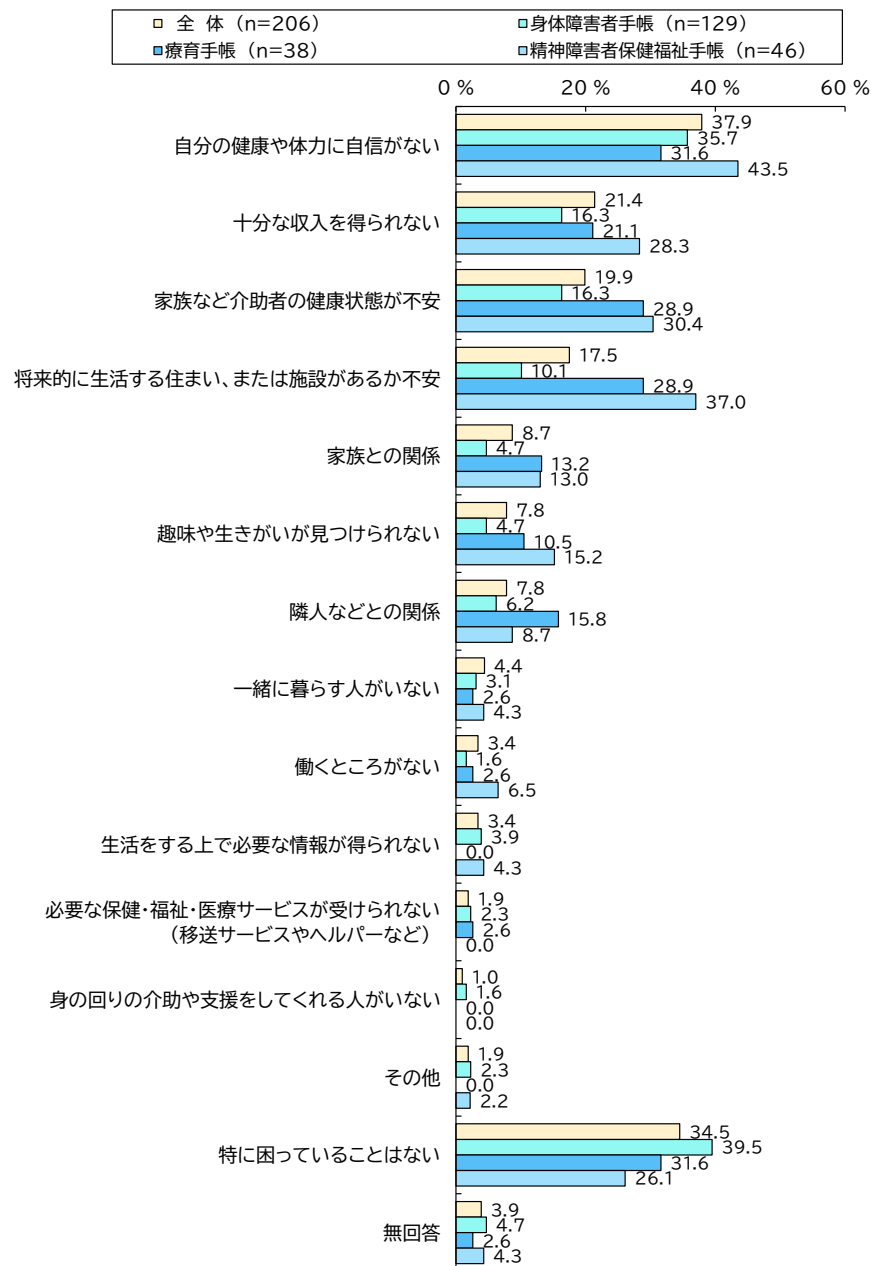
第4章 取組の内容（美里町障害者計画）

基本目標1 保健・医療

アンケート結果より

問 現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか。
（あてはまるものすべてに○）

〈 生活で困っていること等／手帳種別別 〉



生活で困っていること等をみると、すべての手帳所持者で「自分の健康や体力に自信がない」が37.9%（身体：35.7%、療育：31.6%、精神：43.5%）で最も高くなっています。一方で、「特に困っていることはない」も34.5%（身体：39.5%、療育：31.6%、精神：26.1%）で高くなっています。

手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「十分な収入を得られない」「家族など介助者の健康状態が不安」（16.3%）も高くなっています。

療育手帳所持者では「家族など介助者の健康状態が不安」「将来的に生活する住まい、または施設があるか不安」（28.9%）も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「将来的に生活する住まい、または施設があるか不安」（37.0%）、「家族など介助者の健康状態が不安」（30.4%）も高くなっています。

取組

(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応

母子保健の充実	
母子感染・早産予防、健康増進を目的として、妊婦健診や妊婦歯科健診等の妊産婦の健康・保健対策の充実を図ります。	継続
健康診断時の相談の充実	
子どもの障がいを早期に発見することが、その後の適切な療育にも結びつくことから、健康診断の際の相談、指導体制を整えます。また、不安を抱える場合には、フォロー健診の案内を行います。	継続
健康指導の充実	
脳梗塞や心筋梗塞、糖尿病等の疾病は、身体障がいに結び付く可能性が高いことから、生活習慣病の予防、運動の奨励等、町民の健康指導に努めます。	継続
早期支援につながる支援機関の周知	
障がい者支援に関する各専門機関と連携を図るとともに、健診時に気になる子どもは、療育センター受診につなげ、早期に支援が受けられるよう、支援機関の利用について周知します。	継続
相談体制の充実	
特定健診や各種がん検診の受診勧奨を地区の健康づくり推進員の協力を得て実施します。また、保健機関や医療機関等と連携し、健康診断や健康相談に応じるとともに、健康教室等により、障がいの早期発見と予防に取り組めます。	継続

(2) 療育体制の充実

保護者への啓発活動	
保護者への啓発活動を進め、特に幼児期の早いうちから障がいを見出し療育へとつながるよう、周知啓発を行います。また、親の心のケア等相談体制を充実するとともに、相談窓口の周知を行います。	継続
教育相談事業	
就学相談や就学指導の充実を図るため、学校やすでに就学した障がい児の保護者等が参加する相談会を開催し、不安を軽減しながら進路決定ができる体制を整えます。また、定期的に相談会を開催できるように、各学校のコーディネーター等と協議していきます。	拡充
障がい児保育の充実	
障がいをもつ児童が地域の保育園に登園できるようにし、地域で障がい児の保育ができるようにします。また、専門の知識をもつ保育士を育成するため、研修等の案内を行なっていきます。	継続
障がいに応じた教育の実施	
幼児期から専門的な教育や治療ができるよう、医療機関や教育機関と連携して、適切な教育を提供します。また、関係団体から対応事例等の情報収集に努めます。	継続
早期療育の体制づくり	
身体機能に障がいのある児童を早期に見出し、早期の療育につながるよう、相談指導体制を充実します。そのための早期療育プログラムとともに長期的な支援ができる体制を整備します。	継続

(3) 保健・医療環境の充実

相談体制の充実	
障がいの特性に応じた適正な医療が受けられるよう、医療機関等と連携してアドバイスができるよう、相談体制を整備します。	継続

救急医療体制の充実	
事故や労働災害、急病の発生に備え、高次の医療機関への搬送体制を十分に活用できるよう、連絡体制を強化します。	継続

高齢者の健康管理	
障がい者の高齢化に伴い、加齢による身体機能の低下が心配されます。医療機関と連携し、障がい者の定期健康診断を行います。また、健診結果に基づき、発症、重症化予防を目的とした訪問指導を実施し、予防に努めます。	継続

(4) 精神保健福祉支援の充実

「よんなっせ」での活動への参加	
社会福祉協議会や社会福祉施設が行う精神障がい等の悩み相談、社会参加、ひきこもり防止等を目的とする茶話会や料理教室、買い物ツアー等の活動を支援します。	継続

(5) 難病患者等への支援の充実

情報の提供	
難病指定の疾病情報や各種の医療補助制度の情報、受診できる医療機関の情報等、医療機関や県等の関係機関と連携して適切な情報提供ができるようにします。	継続

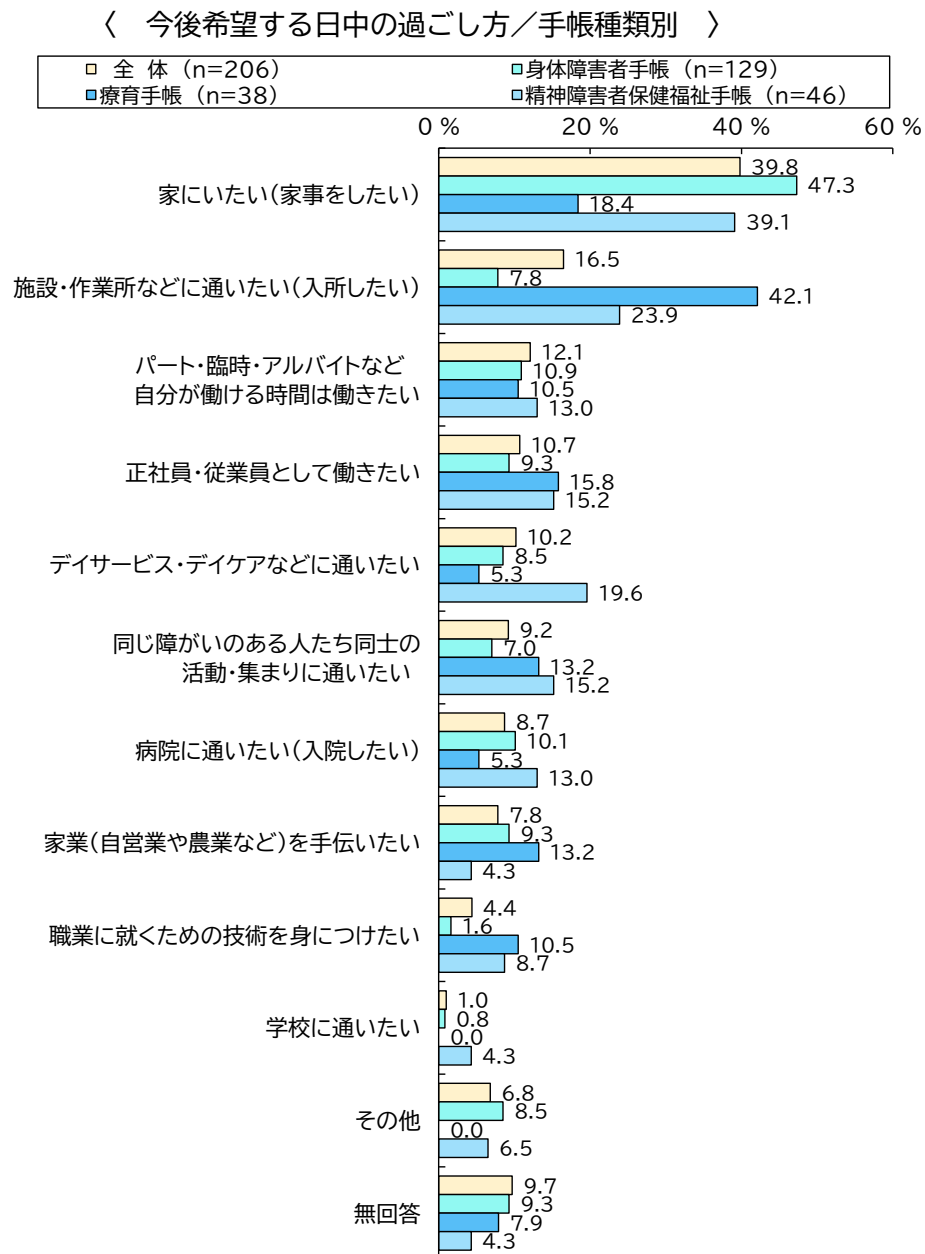
相談体制の充実	
難病患者やその家族の生活の安定を図るため、定期的に患者や家族との相談に応じる等してニーズの把握を行い、適切な支援を提供します。	継続

居宅支援サービス	
難病患者へのホームヘルプサービスやショートステイサービス等、居宅支援サービスの充実を図ります。	継続

基本目標２ 教育・社会参加

アンケート結果より

問 あなたは今後、日中をどのように過ごしたいですか。
(あてはまるものすべてに○)



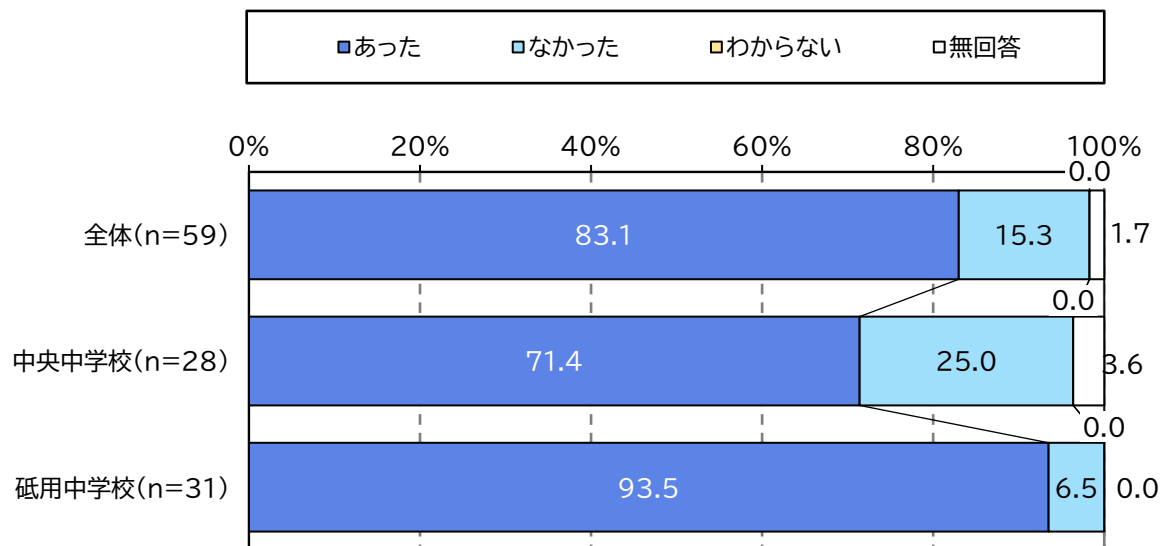
今後希望する日中の過ごし方を手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「家にいたい（家事をしたい）」が47.3%で最も高く、次いで「パート・臨時・アルバイトなど自分が働ける時間は働きたい」が10.9%、「病院に通いたい（入院したい）」が10.1%となっています。

療育手帳所持者では「施設・作業所などに通いたい（入所したい）」が42.1%で最も高く、次いで「家にいたい（家事をしたい）」が18.4%、「正社員・従業員として働きたい」が15.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「家にいたい（家事をしたい）」が39.1%で最も高く、次いで「施設・作業所などに通いたい（入所したい）」が23.9%、「デイサービス・デイケアなどに通いたい」が19.6%となっています。

問 この１年間に、学校の支援学級の友達とふれあう機会がありましたか。
（１つだけ○）

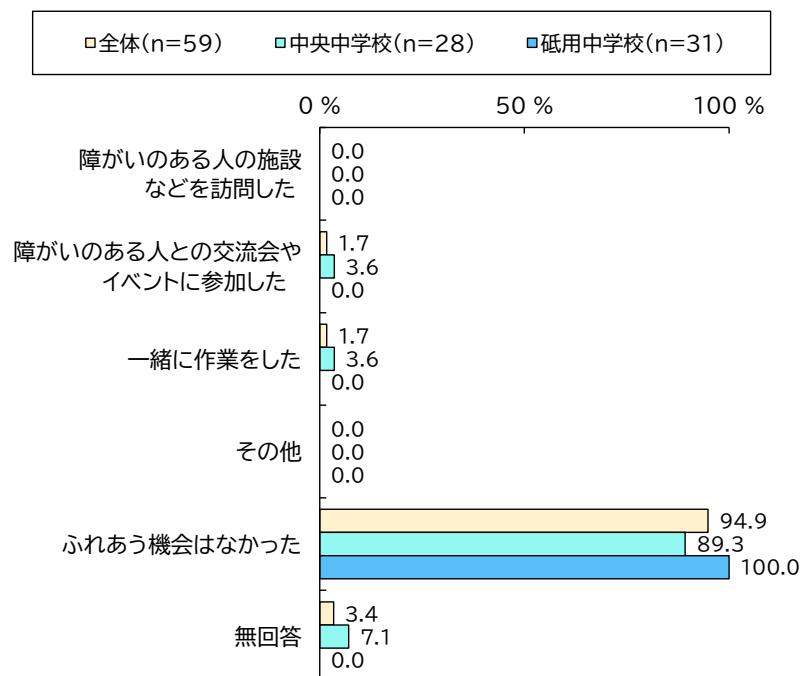
〈 １年間の支援学級の友達とふれあう機会の有無／中学生調査 〉



中学生調査で１年間の支援学級の友達とふれあう機会の有無をみると、「あった」が83.1%（中央中：71.4%、砥用中：93.5%）と高く、「なかった」が15.3%（中央中：25.0%、砥用中：6.5%）となっています。

問 この１年間に、障がいのある人※とふれあう機会がありましたか。
 （あてはまるものすべてに○）
 ※支援学級の友達や障がいのある家族を除きます

〈 １年間の障がいのある人とふれあう機会の有無／中学生調査 〉

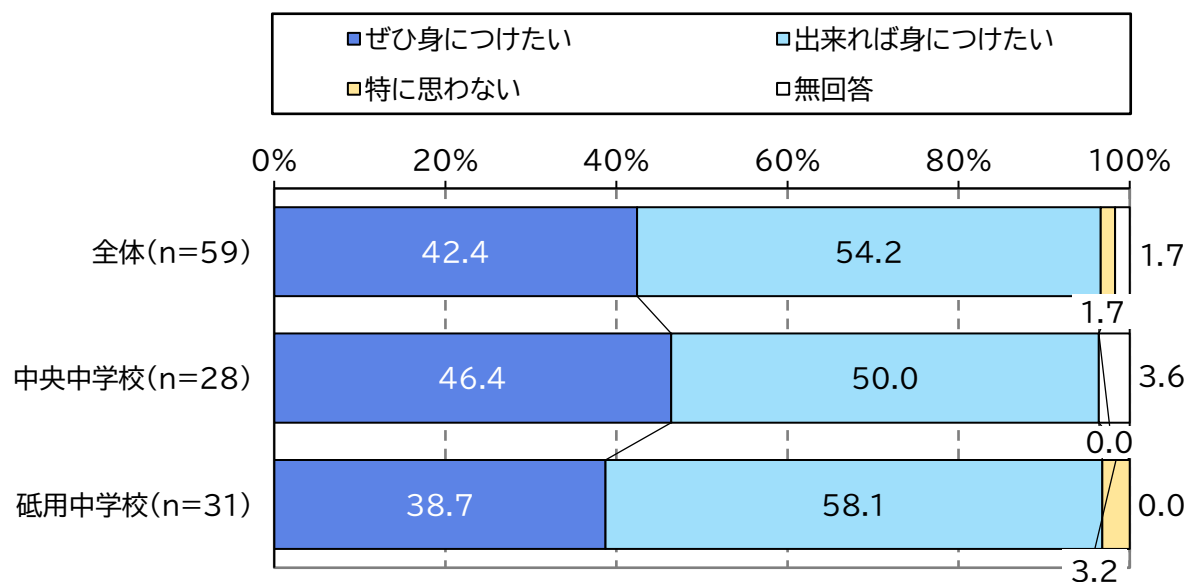


中学生調査で１年間の障がいのある人とふれあう機会の有無をみると、「ふれあう機会はなかった」が83.1％（中央中：89.3％、砥用中：100.0％）と高くなっています。

問 様々な障がいへの理解と対応の仕方の技術や知識を身に着けたいと思いますか。

(1つだけ○)

〈 様々な障がいへの理解と対応の仕方／中学生調査 〉



中学生調査で様々な障がいへの理解と対応の仕方をみると、「出来れば身につけたい」が54.2%（中央中：50.0%、砥用中：58.1%）と高く、次いで「ぜひ身につけたい」が42.4%（中央中：46.4%、砥用中：38.7%）となっています。

取組

(1) 学校教育の充実

特別支援教育体制の強化	
通常クラスの支援が必要な子どもへの対応として、学習支援員を配置し、特別支援教育体制の強化を図ります。	継続
学校での指導の工夫	
支援を要する児童・生徒の個性や能力に合わせ、児童・生徒が興味をもって授業を受けられるように、授業内容を工夫します。そのための教師の研修や授業研究活動に対し支援します。	継続
特別支援教育環境の整備	
小中学校において特別支援教育の環境に配慮した教室や設備機器の整備を進めます。授業を工夫するためのＩＴ機器を用いた教育プログラムの活用等も支援していきます。	継続
学校開放	
町民が学校教育現場に足を運び、学習環境や児童・生徒の活動の様子を見学し、また、児童・生徒と交流できる機会を提供します。	継続
特別支援教育就学奨励費等による支援	
障がいのある幼児・児童・生徒が特別支援学級等で学ぶ際の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて、負担の軽減を図ります。	継続
夏休み等の居場所づくり	
障がい児の夏休み等の長期休暇の間、短期的に児童を受け入れるショートステイを町内の福祉施設の協力を得て実施します。また、ボランティアを伴ってイベントに参加する等の支援を行い、短時間でも介助者の負担を軽減できるようにします。	継続

休日の居場所づくり	
休日の児童のプログラムとして、買い物やドライブ等を企画し、障がい児の心身のリフレッシュとともに、介助者の負担軽減を図ります。	継続

学校教職員等の研修	
特別支援教育やすべての児童・生徒を対象とした福祉教育の力量を高めるため、有効な研修の情報を把握し、視察や研修を支援します。また、町内の福祉施設の訪問や児童・生徒と一緒にを行うボランティア活動等、地域社会の一員としての様々な活動参加を支援します。	継続

中学生への意識調査	
本町では３年に一度、中学生に対して日常生活の中で障がいに対しての理解を持ってもらうためアンケートを実施しています。障がいのある人が地域の中で生活していく中で、アンケートを通じて中学生から福祉に関心を持てるよう、必要な意識の啓発を図ります。	継続

(２) 社会教育の充実

社会教育への参加促進	
障がい児が中学あるいは高校を卒業した後、さらに学習の機会を継続して保ち、社会教育の様々なプログラムに参加できるように、関係各課と連携して情報共有を図るとともに、実施に向けた体制整備に努めます。	継続

指導専門家の確保	
障がい者の学びが促進される特別な教材やプログラムについて、障がい者のニーズの把握・情報共有を行うとともに、NPO や大学等の協力を得て提供できるよう体制を整備します。	継続

身体障害者福祉協会の支援	
協会員への連絡や様々なイベント、地域活動の母体となっている「身体障害者福祉協会」の活動を支援します。	継続

(3) 交流・ふれあいの場の充実

地域行事への参加	
囑託員や民生委員・児童委員等と連携して、運動会や文化祭、カラオケ大会等、地区ごとに行われる各種イベントに障がい者が参加しやすいようにします。	継続
「よんなっせ」の開催	
社会福祉協議会が実施する「よんなっせ」の活動を支援します。障がいの有無にかかわらず、誰でも参加できる場として、閉じこもりがちの人を対象に、毎月1回の行事（買い物・ドライブ）等を開催します。	継続
サロン活動への参加	
サロンで行う軽スポーツやレクリエーションに、障がい者も参加し、地域の人と交流しながら運動する機会をつくれます。	継続
趣味等の活動支援	
趣味のサークル等、障がいの有無を問わず、町民が交流しながら活動できるような場づくりを行います。また、交流の拠点となる施設の維持管理を継続していくため、計画的な修繕等を実施します。	継続

(4) 文化活動・スポーツ活動等の充実

大会への参加	
県障がい者グラウンドゴルフ体験への参加等、様々なスポーツ大会への参加を支援します。また、この際の移動交通の確保に努めます。	継続
施設のバリアフリー化	
町内のスポーツ施設を障がい者が利用しやすいようにバリアフリー化を進めるとともに、必要な運動器具や設備の整備を進めます。	継続

指導者の確保	
障がい者がスポーツやレクリエーションを行う際、専門的な技術を持つインストラクターの指導が受けられるよう、NPO や大学等の協力を得ながら支援します。また、「熊本パラスポーツ指導者協議会」及び総合型地域スポーツクラブの「元気・夢クラブ」等と連携してインストラクター等の人材育成に努めます。	継続

文化芸術活動の充実	
障がい者が自らの感性に基づいて表現活動や芸術活動をすることを支援するため、発表や練習、鑑賞や訓練の機会を充実します。	継続

移動の支援	
芸術鑑賞や大会参加等に際し、障がい者が希望する場所へスムーズに移動できるよう、障がい者のニーズの把握に努めるとともに、効果的な送迎実施を図ります。	継続

(5) ボランティア活動の支援

地域づくりへの参加	
障がい者や障がい者を含むグループが、生まれ育った地域の発展に貢献したいとの目的で行うボランティア活動について、その活動に必要な情報や資機材の提供等を行います。	継続

ボランティアセンターの活用	
ボランティア活動の拠点となる「ボランティアセンター」の有効活用を進め、ボランティアの交流を図ります。	継続

ボランティア活動の支援	
社会福祉協議会が実施する、町民のボランティアが一人暮らし高齢者宅の家事手伝いをする等の活動を支援していきます。	継続

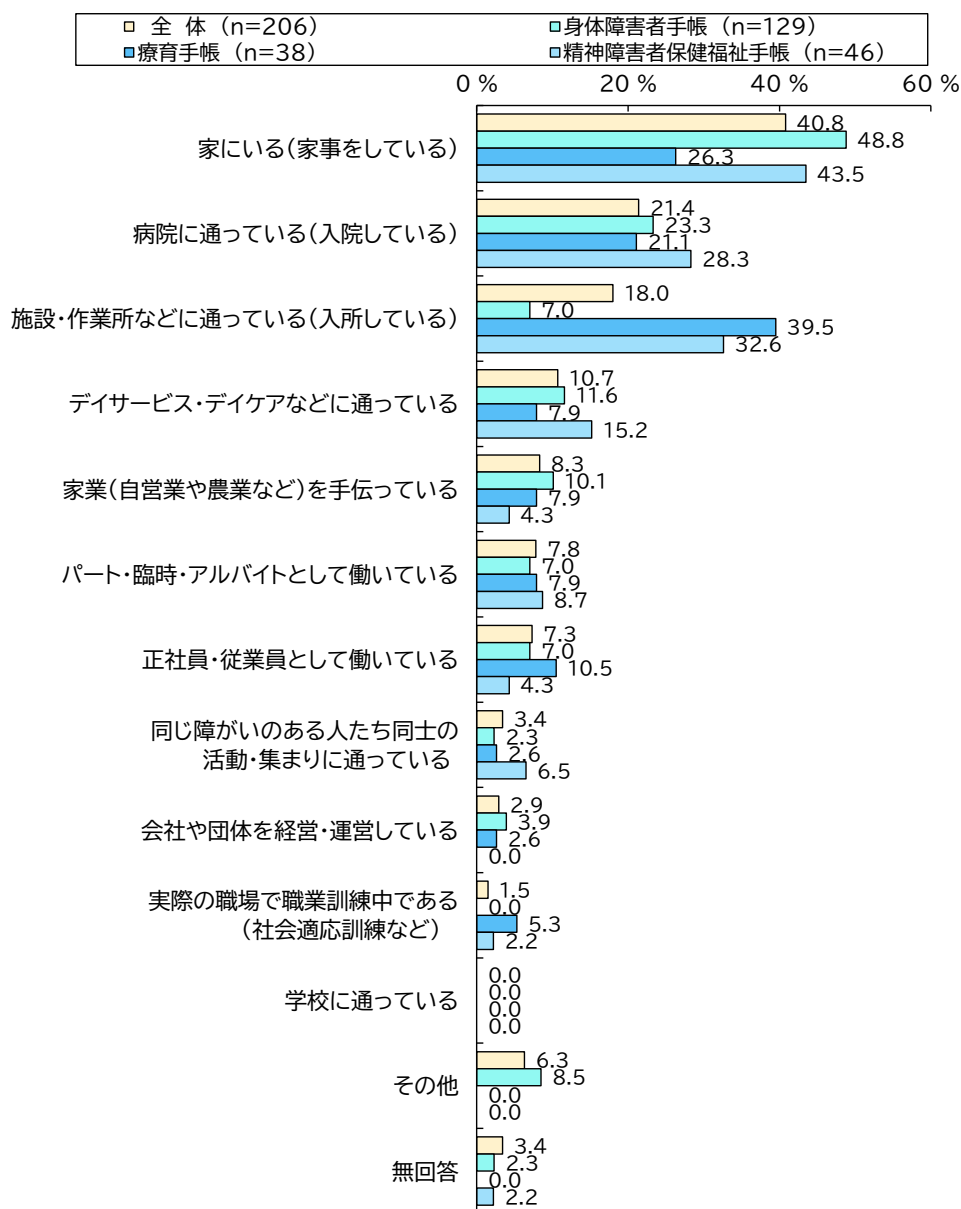
コーディネーターの育成	
ボランティア活動のリーダーとして多くのボランティアの引率、指導できるコーディネーターを養成します。	継続

基本目標3 雇用・就業

アンケート結果より

問 あなたは日中をどのように過ごしていますか。（あてはまるものすべてに○）

〈 日中の過ごし方／手帳種類別 〉



日中の過ごし方を手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「家にいる（家事をしている）」が 48.8%で最も高く、次いで「病院に通っている（入院している）」が 23.3%、「デイサービス・デイケアなどに通っている」が 11.6%となっています。

療育手帳所持者では「施設・作業所などに通っている（入所している）」が 39.5%で最も高く、次いで「家にいる（家事をしている）」が 26.3%、「病院に通っている（入院している）」が 21.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「家にいる（家事をしている）」が 43.5%で最も高く、次いで「施設・作業所などに通っている（入所している）」が 32.6%、「病院に通っている（入院している）」が 28.3%となっています。

取組

(1) 雇用・就労機会の拡充

障がい者法定雇用率の遵守	
地方自治体の障害者法定雇用率を遵守できるよう、計画的に障がい者の職員採用を行います。	継続
事業所への啓発活動の拡充	
障がい者雇用についての理解を促進するため、企業や事業者への啓発に努めるとともに、障がい者雇用に対する各種制度の周知を図ります。また、働きやすい職場環境づくりを促進します。	継続
障がい者支援施設製品の活用	
町内の障がい者支援施設で生産、製造される製品を積極的に活用し、販売促進につながるよう、町民に対し、商品情報の提供を行います。今後は町単独での販売会の実施等も検討します。	継続

(2) 就労支援の推進

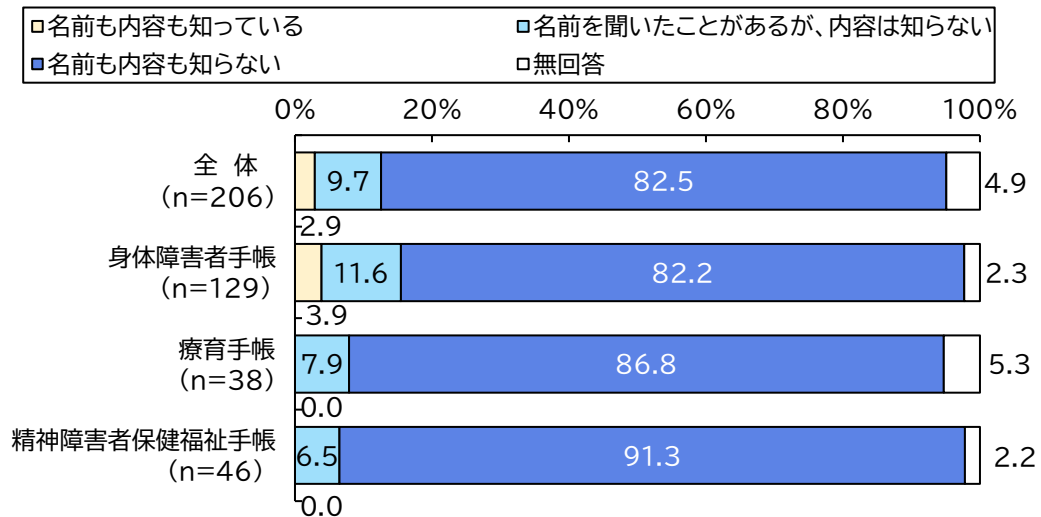
企業への働きかけ	
障がい者が町内でできる就労の機会を得ることができるよう、短期の職業体験の受け入れ等、町内の事業所へ働きかけをします。また、障がい者雇用に対する各種制度の周知について、必要に応じ町のホームページ等を活用した周知を行います。	継続
農家への働きかけ	
農家の協力を得て、就労体験の一環として農作業を体験します。また、園芸療法の専門家等の支援を受け、農家を通じた健康増進やリハビリテーションを進めます。	継続
地域の高齢者との連携	
障がい者と地域にいる元気な高齢者との連携を進め、就労支援事業の推進を図っていきます。	継続

基本目標4 広報・啓発

アンケート結果より

問 あなたはペアレントメンター※を知っていますか。（1つだけ○）

〈 ペアレントメンターの認知度／手帳種類別 〉



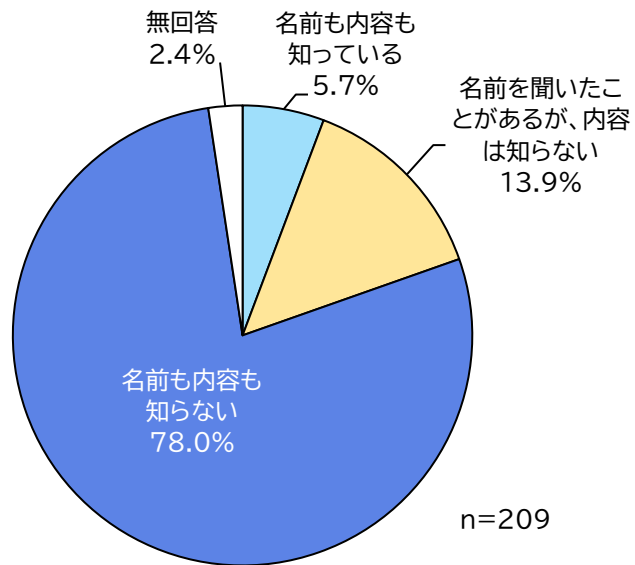
ペアレントメンターの認知度をみると、すべての手帳所持者で「名前も内容も知らない」が82.5%（身体：82.2%、療育：86.8%、精神：91.3%）で最も高くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」が2.9%（身体：3.9%、療育：0.0%、精神：0.0%）で低くなっています。

※ペアレントメンター

メンターとは、「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

ペアレントメンターは、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができます。

〈 パARENTメンターの認知度／町民調査 〉



町民調査でペアレントメンターの認知度をみると、「名前も内容も知らない」が 78.0%と最も高くなっています。一方で、「名前も内容も知っている」は 5.7%にとどまっています。

全ての町民に対して、ペアレントメンターの周知・啓発を行う必要があります。

取組

(1) 広報活動の充実

広報誌による情報提供

町が発行する「広報みさと」を活用して、障がい者支援にかかるサービスや相談の周知を進めるとともに、社会参画や交流イベント等の情報提供を行います。

継続

ホームページによる広報

ホームページの特性を生かして、イベント情報、各種サービス情報、ボランティアの募集といった情報を提供します。

継続

障がいに対する正しい理解の促進

障がい者や障がいの特性について正しく理解し、障がい者に対する偏見をなくすとともに、障がい者が車イスや自動車に乗るときの介助の仕方、発作等が起こったときの対処の仕方について、広く町民に知ってもらうための広報や研修等の実施を検討します。

継続

制度の周知と活用促進

障がい者福祉にかかる法制度の改正により、様々なサービスや手当が創設されていますが、これらの情報を迅速に障がい者及びその家族に提供するとともに、利用申請の手続きを支援します。

継続

企業における啓発

企業における障がい者の雇用に対する各種制度について町のホームページ等を活用して周知を行い、雇用の促進を図ります。また、障がい者支援施設製品の活用等の情報提供や、企業におけるボランティア活動を奨励し、その活動を広報誌やホームページで紹介します。

継続

(2) 福祉教育の充実

人権教育の推進	
学校、地域、職域において、障がいの有無にかかわらず、すべての人の人権の尊重と権利擁護の重要性について啓発する研修や講演会を実施します。	継続
体験学習の推進	
社会福祉施設、社会福祉協議会等の協力を得て、児童・生徒が障がい者とふれあう機会を提供します。また、ボランティア体験を進めるため、社会福祉協議会が実施するワークキャンプにより、子どもたちが福祉活動や地域づくりに貢献する心を養います。	継続
サロンでの研修	
地域ごとに開催される「いきいきサロン」において、障がい者の社会参加の推進についての理解を深めるための研修プログラムを実施します。	継続

(3) コミュニケーション支援の充実

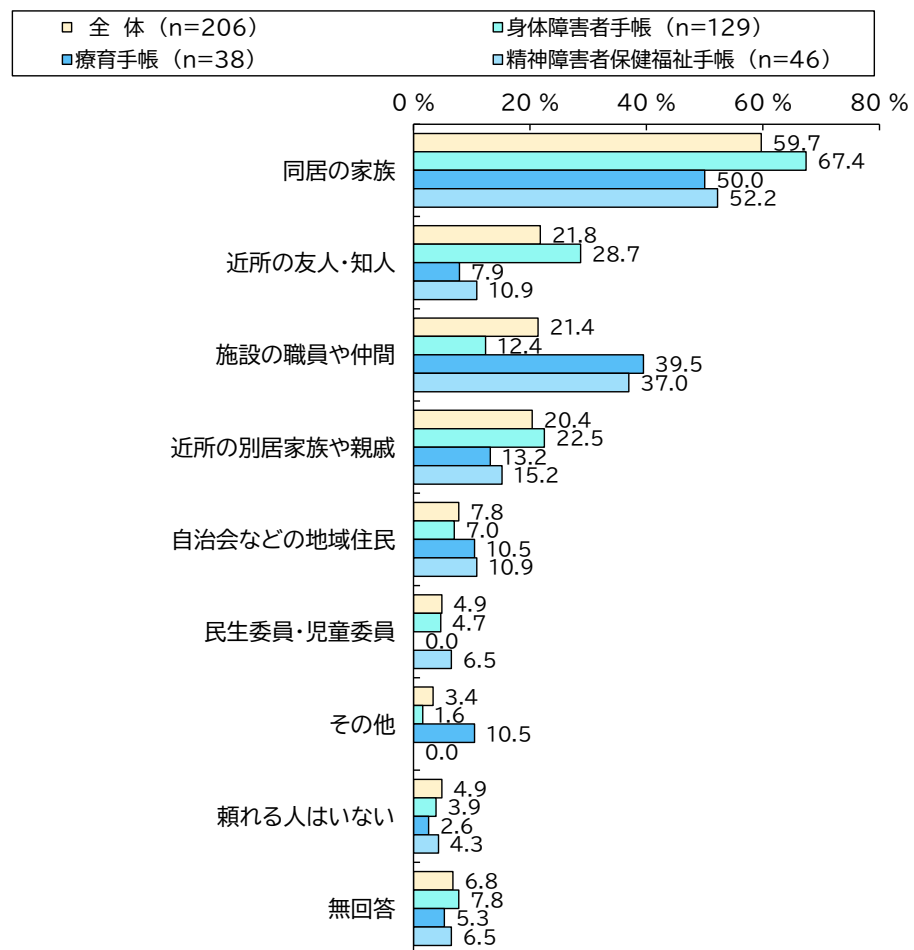
コミュニケーション支援事業	
聴覚障がい、視覚障がい、言語機能・音声機能等の障がいによって会話や意思疎通に支障がある方に対し、手話通訳や口述筆記等のボランティアを派遣する等し、コミュニケーションの支援を行います。	継続
情報へのアクセス向上	
障がい者が様々な情報にアクセスできるよう、行政情報の提供において点字、音声ガイド等の配慮をするとともに、手話通訳、音読サービス等のボランティアの育成と派遣を進めます。	継続

基本目標5 安心・安全

アンケート結果より

問 災害が起きた場合、あなたが安全の確保などで頼れる人は誰ですか。
(あてはまるものすべてに○)

〈 災害発生時に頼れる人／手帳種類別 〉

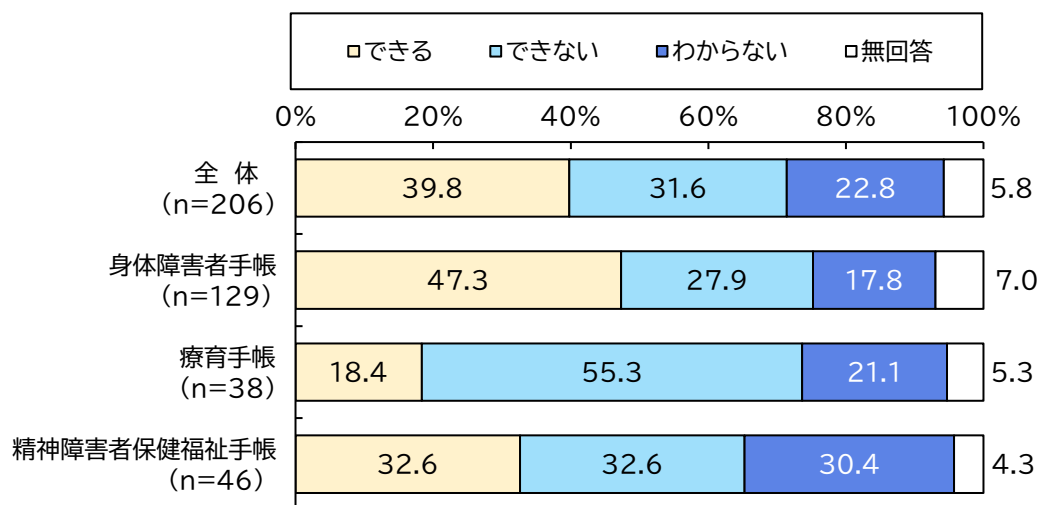


災害発生時に頼れる人をみると、すべての手帳所持者で「同居の家族」が59.7%（身体：67.4%、療育：50.0%、精神：52.2%）で最も高く、「近所の別居家族や親戚」も21.8%（身体：22.5%、療育：13.2%、精神：15.2%）で高くなっています。

手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「近所の友人・知人」（28.7%）、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設の職員や仲間」（療育：39.5%、精神：37.0%）も高くなっています。

問 あなたは災害が起きた場合、一人で避難できますか。（１つだけに○）

〈 災害発生時に一人で避難可能か／手帳種類別 〉



災害発生時に一人で避難可能かを手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「できる」が47.3%で最も高く、次いで「できない」が27.9%、「わからない」が17.8%となっています。

療育手帳所持者では「できない」が55.3%で最も高く、次いで「わからない」が21.1%、「できる」が18.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「できる」「できない」とともに32.6%、「わからない」が30.4%となっています。

取組

(1) 防災対策の充実

要援護者避難計画の作成	
災害時の安否確認や避難誘導、見守り活動に役立するため、災害時の避難要援護者リストを作成・更新します。作成時には、各地区に居住する障がい者やその家族とよく話し合い、避難時の役割分担や配慮事項を明確化して、対応方法を確認するようにします。	継続
防災訓練の実施	
防災訓練の際、障がい者の避難誘導や避難場所での過ごし方について模擬体験を行う等、万一来に備えた訓練の実施を検討します。	継続
災害時の避難生活の技術の普及	
災害時の障がい者が可能な限り不便な思いをしなくて済むよう、障がいの特性に応じた様々な技術について学ぶ講習会を開催し、技術の普及に努めます。	継続

(2) 防犯対策の充実

悪徳商法等の被害予防	
障がいのある人が振り込め詐欺等の犯罪や悪徳商法等の消費者被害にあわないよう、警察等と連携しながら防犯対策の強化を図るとともに、団体や施設等からの依頼に対し積極的に講話等を行うことにより、防犯対策の強化を図ります。	継続

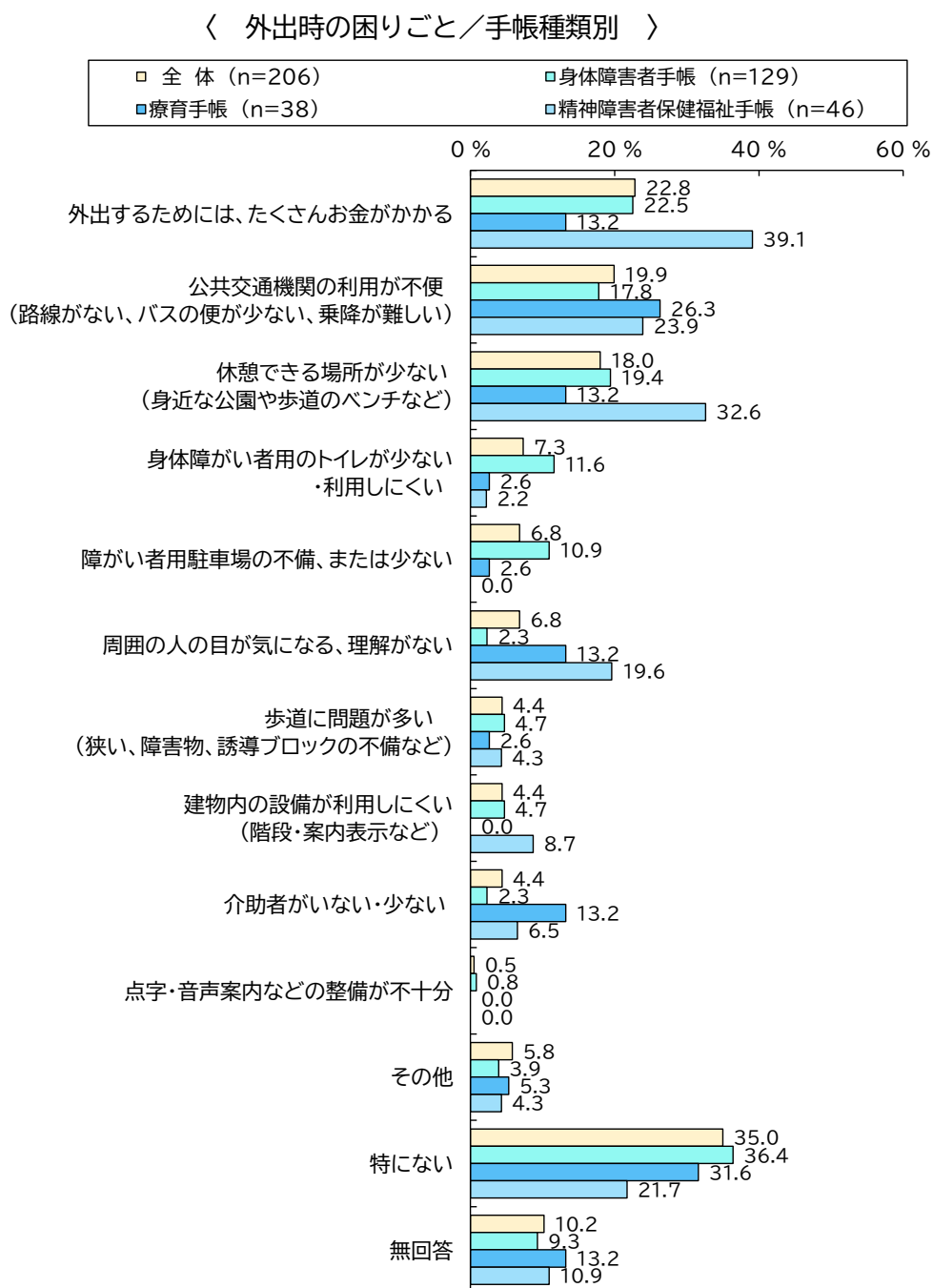
(3) 交通安全対策の充実

交通安全施策の充実	
障がいのある人が交通事故等にあうことがないように、交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動を実施し、交通安全の確保に努めます。	継続
障がい児の通学の見守り	
通学時の子どもの見守りのなかで、特に障がい児の安全に配慮し、安全な登校と帰宅に関して、地域全体で見守るよう体制を整備します。	継続

基本目標6 生活環境

アンケート結果より

問 あなたが外出するとき、不便に感じたり困ったりすることはどのようなことですか。（主なものを3つまでに○）



外出時の困りごとを手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「外出するためには、たくさんお金がかかる」が22.5%で最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない（身近

な公園や歩道のベンチなど）」が 19.4%、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しい）」が 17.8%となっています。

療育手帳所持者では「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しい）」が 26.3%で最も高く、次いで「外出するためには、たくさんお金がかかる」「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」「周囲の人の目が気になる、理解がない」「介助者がいない・少ない」が 13.2%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出するためには、たくさんお金がかかる」が 39.1%で最も高く、次いで「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」が 32.6%、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しい）」が 23.9%となっています。

また、すべての手帳所持者で「特になし」も 35.0%（身体：36.4%、療育：31.6%、精神：21.7%）で高くなっています。

取組

(1) 道路・交通、公共機関等の整備

ハートフルパス制度の啓発と利用促進

障がい者用駐車場に駐車する際、障がい者や高齢者、妊産婦または歩行困難者に対して、熊本県内共通の「利用証（ハートフルパス）」が熊本県から発行されています。この制度及び障がい者駐車場の適正利用の啓発とともに、利用促進を図ります。

継続

通行しやすい道路の整備

道路の段差解消等、車イスでの通行や歩行が困難な人にも通行しやすいような道路整備を進めていきます。国道・県道においては、通行者の状況や地域の声を踏まえ、県に要望していき、町道においては、すでに歩道のある路線や通学路等に目を向けながら必要性を検討します。

継続

公共施設のバリアフリー化

公共施設のバリアフリー化を進め、障がい者が利用しやすくするとともに、高齢者や妊婦の方等にも利用しやすい施設とします。令和6年度長寿命化計画策定後に庁舎内トイレの改修するとともにオストメイト設置を予定しています。さらに、多目的トイレにもオストメイトの設置を進めていきます。

継続

(2) 住宅環境の整備

自宅のバリアフリー改修の支援

障がい者が暮らす自宅のバリアフリー化を行う経費の一部を補助することで、快適・安全な住まいづくりを推進します。

継続

住宅改修給付

日常生活の利便性と安全性を高めるため、住宅改修費の助成を行います。

継続

(3) 外出支援の充実

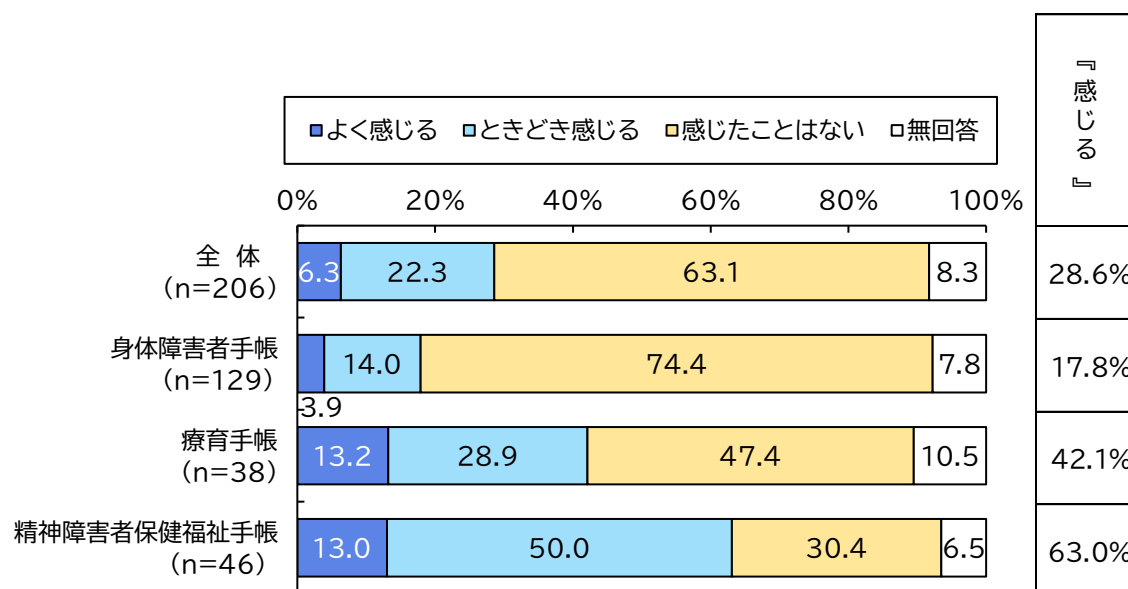
バスハイクの実施	
社会福祉協議会が実施するバスハイクの実施を支援します。日ごろ車イスで生活したり、単独での外出が困難な方を対象に外出の楽しさを体験し、心身のリフレッシュを支援します。	継続
自動車運転免許取得費補助	
自動車免許を取得しようとする障がい者に対し、それにかかる費用の一部を助成します。	継続
福祉車両の活用	
車イスで乗れる福祉車両等を保有する人が、イベント時等に障がい者を会場に送迎する等、互助による移動の確保を進めます。	継続
福祉有償運送	
社会福祉協議会が行う福祉有償運送事業により、バスや乗合タクシーの利用が困難な人に対し、移動支援を行います。	継続

基本目標 7 差別の解消及び権利擁護

アンケート結果より

問 あなたは日常生活において疎外感や差別、偏見を感じたことがありますか。
(1つだけに○)

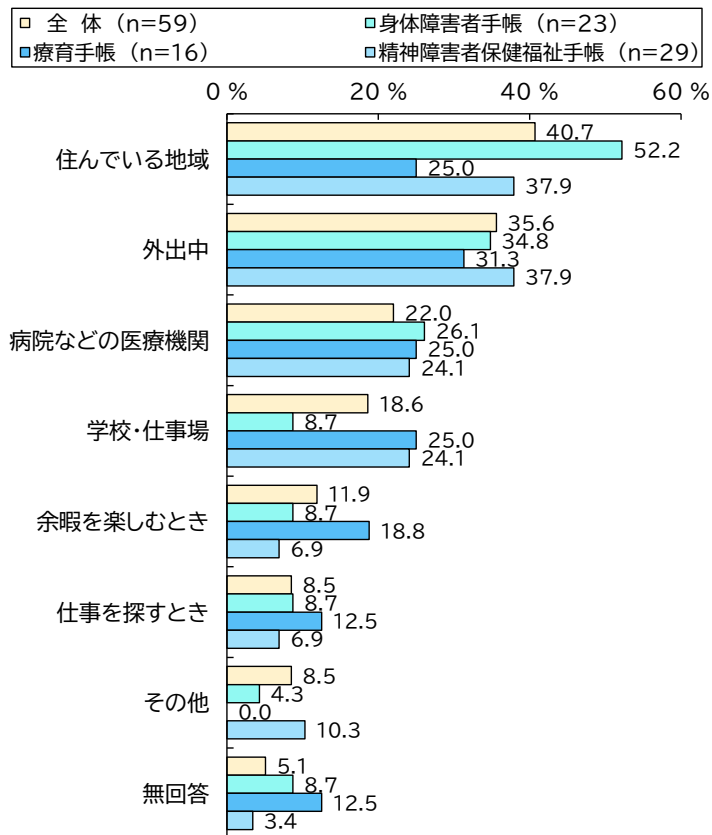
〈 疎外感等を感じた経験／手帳種類別 〉



疎外感等を感じた経験を手帳種類別にみると、「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた『感じる』が身体障害者手帳所持者では 17.8%、療育手帳所持者では 42.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者では 63.0%となっています。

問 どのような場所で疎外感や差別、偏見を感じますか。
(あてはまるものすべてに○)

〈 疎外感等を感じた場所／手帳種類別 〉



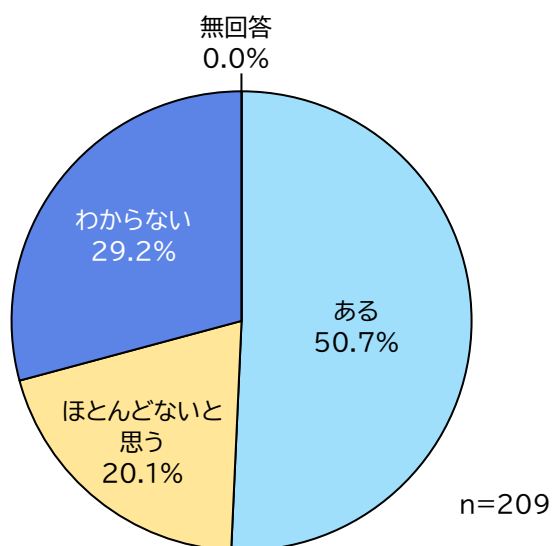
疎外感等を感じた場所を手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「住んでいる地域」が52.2%で最も高く、次いで「外出中」が34.8%、「病院などの医療機関」が26.1%となっています。

療育手帳所持者では「外出中」が31.3%で最も高く、次いで「住んでいる地域」「病院などの医療機関」「学校・仕事場」が25.0%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出中」「住んでいる地域」が37.9%で最も高く、次いで「病院などの医療機関」「学校・仕事場」が24.1%となっています。

問 あなたは、美里町では障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。（1つだけ○）

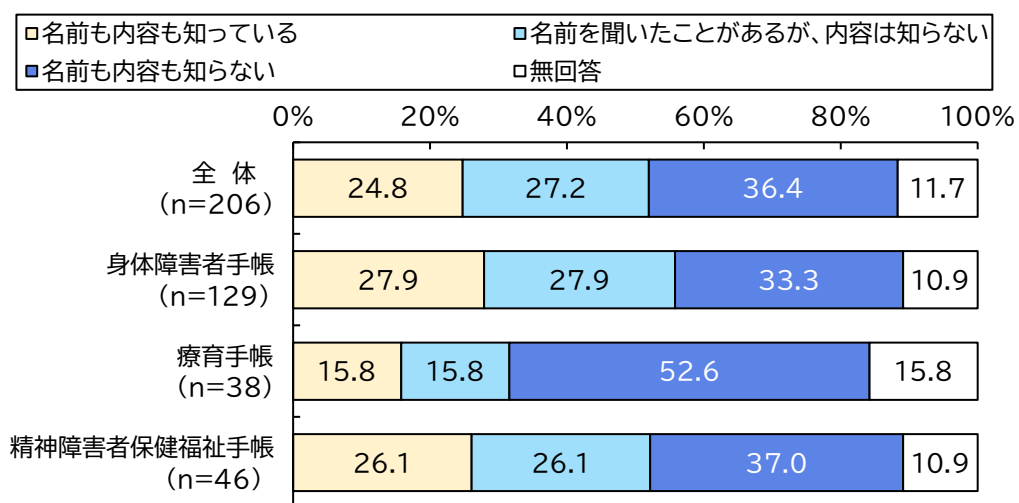
〈 障がいを理由とする差別の有無／町民調査 〉



町民調査で障がいを理由とする差別の有無をみると、「ある」が 50.7%となっている一方で、「ほとんどないと思う」は 20.1%にとどまっています。

問 あなたは成年後見制度について知っていますか。（1つだけに○）

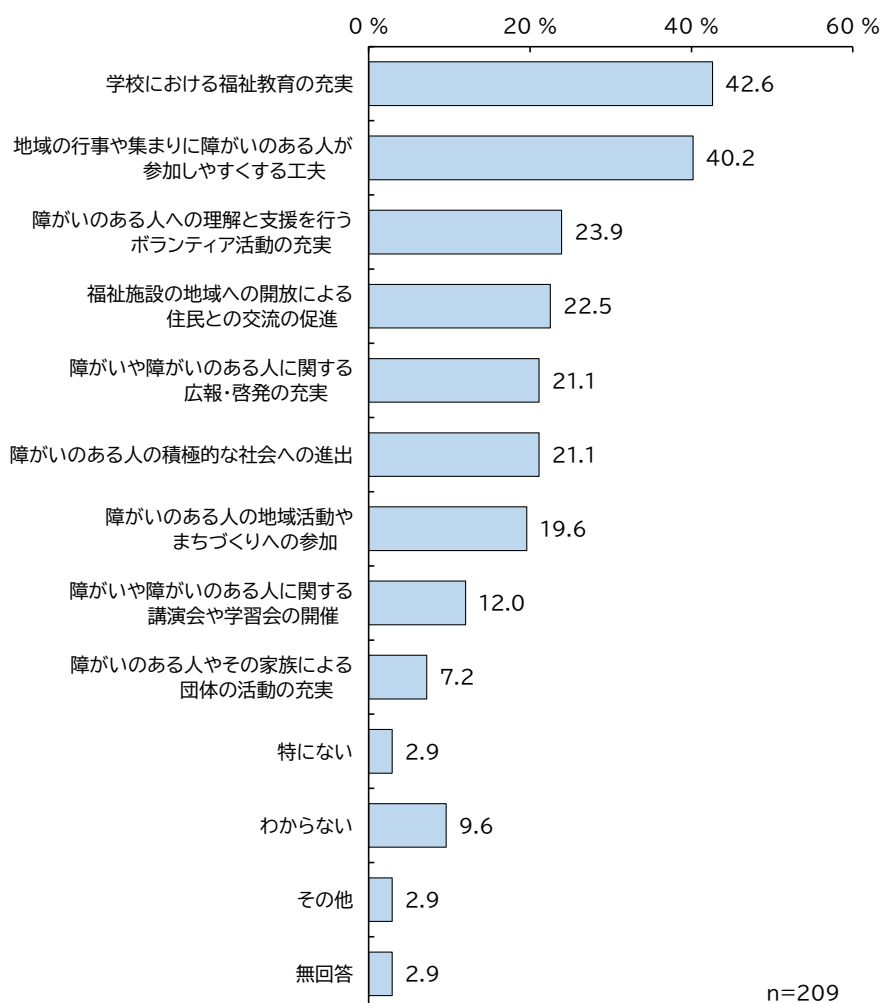
〈 成年後見制度の認知度／手帳種類別 〉



成年後見制度の認知度を手帳種類別にみると、すべての手帳所持者で「名前も内容も知らない」が36.4%（身体：33.3%、療育：52.6%、精神：37.0%）で最も高くなっています。

問 あなたは、障がいのある人への町民の理解を深めるためには、何が必要であると思いますか。（主なものを3つまで○）

〈 障がいのある人への理解を深めるために必要なこと／町民調査 〉



町民調査で障がいのある人への理解を深めるために必要なことをみると、「学校における福祉教育の充実」が 42.6%で最も高く、次いで「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」が 40.2%、「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」が 23.9%となっています。

取組

(1) 障がい者を理由とする差別の解消

人権問題への理解促進	
障がい者に関するだけでなく、様々な差別や偏見に基づく人権侵害等の実態を知ってもらい、人権問題の解消につながるよう、講演会の開催やワークショップの開催を企画し、実施します。	継続

(2) 権利擁護の推進

成年後見制度	
判断能力が不十分なために財産侵害を受けたり、人としての尊厳を損なわれたりすることがないように、成年後見制度の適切な活用を進めます。また、成年後見センターと連携し、地域連携ネットワーク会議を開催します。	継続

法人後見	
社会福祉協議会が、法人後見として、障がい者の財産管理や身上監護等の支援を行います。	継続

(3) 役場の事務等における配慮

行政サービスにおける配慮	
役場職員に対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。また、行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した対応を行います。	継続

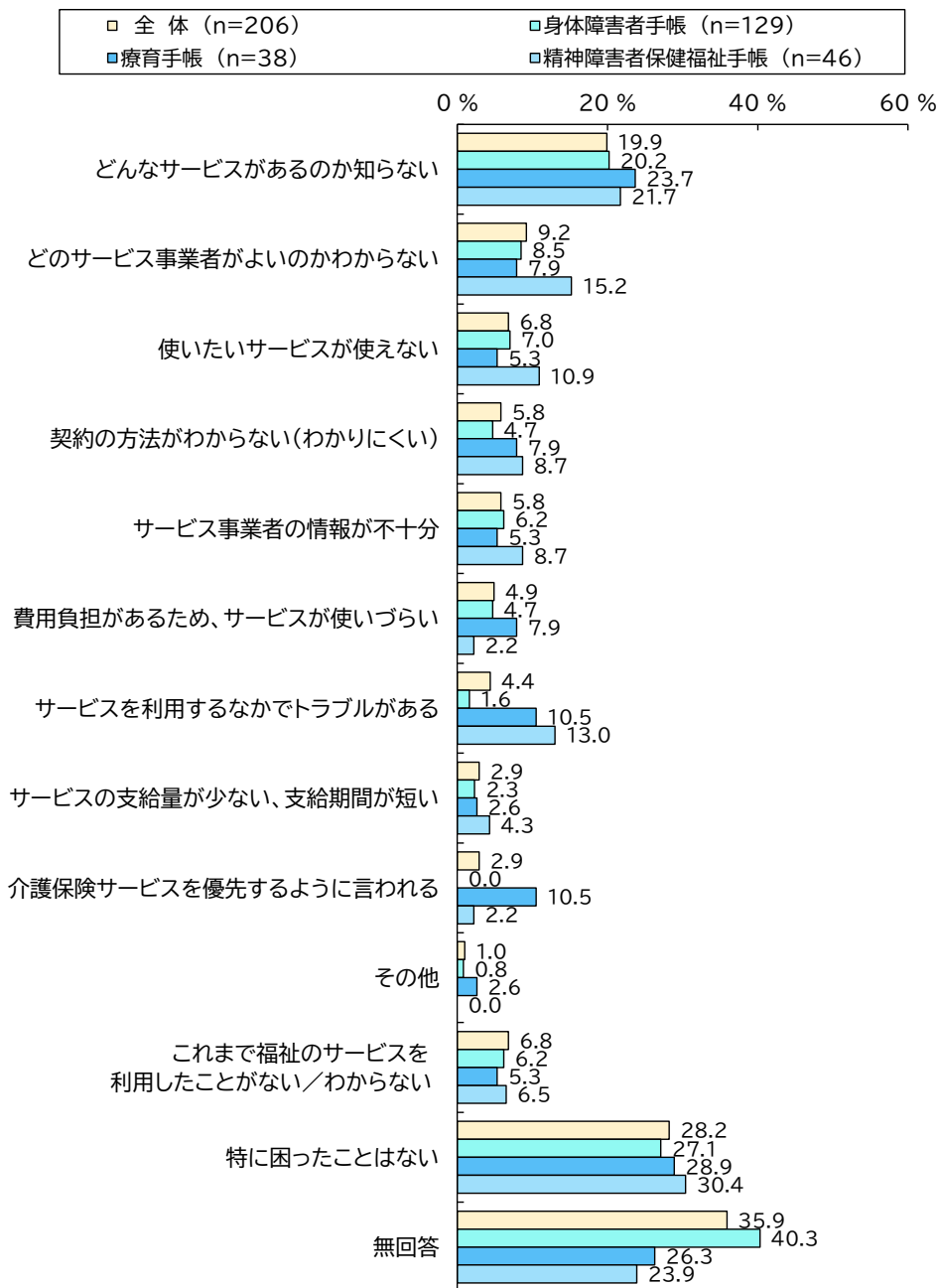
選挙での投票環境における配慮	
投票所での段差の解消等、投票環境の向上に努めます。	継続

基本目標8 地域生活支援

アンケート結果より

問 あなたは福祉サービスを利用するときに何か困ったことはあります（ありました）か。（あてはまるものすべてに○）

〈 福祉サービス利用時の困りごと／手帳種類別 〉



福祉サービス利用時の困りごとをみると、すべての手帳所持者で「どんなサービスがあるのか知らない」が19.9%（身体：20.2%、療育：23.7%、精神：21.7%）で最も高くな

っています。一方で、「特に困ったことはない」も 28.2%（身体：27.1%、療育：28.9%、精神：30.4%）で高くなっています。

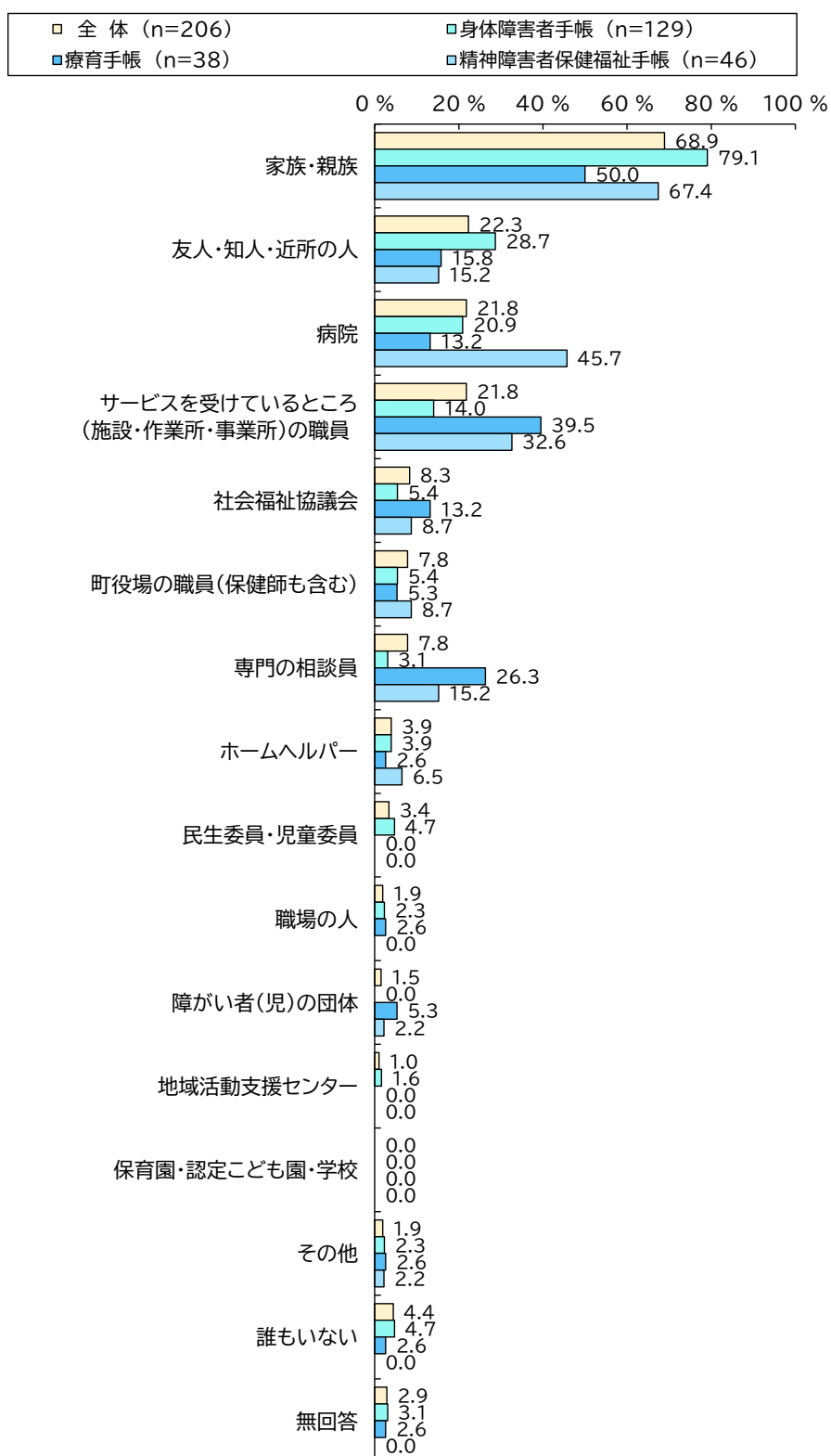
手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「どのサービス事業者がよいのかわからない」（8.5%）、「使いたいサービスが使えない」（7.0%）も高くなっています。

療育手帳所持者では「サービスを利用するなかでトラブルがある」「介護保険サービスを優先するように言われる」（10.5%）も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「どのサービス事業者がよいのかわからない」（15.2%）、「サービスを利用するなかでトラブルがある」（13.0%）も高くなっています。

問 あなたが悩みや困ったことを相談するのはどなた（どこ）ですか。（主なものを3つまで○）

〈 悩みや困りごとの相談先／手帳種類別 〉



悩みや困りごとの相談先をみると、すべての手帳所持者で「家族・親族」が68.9%（身体：79.1%、療育：50.0%、精神：67.4%）で最も高くなっています。

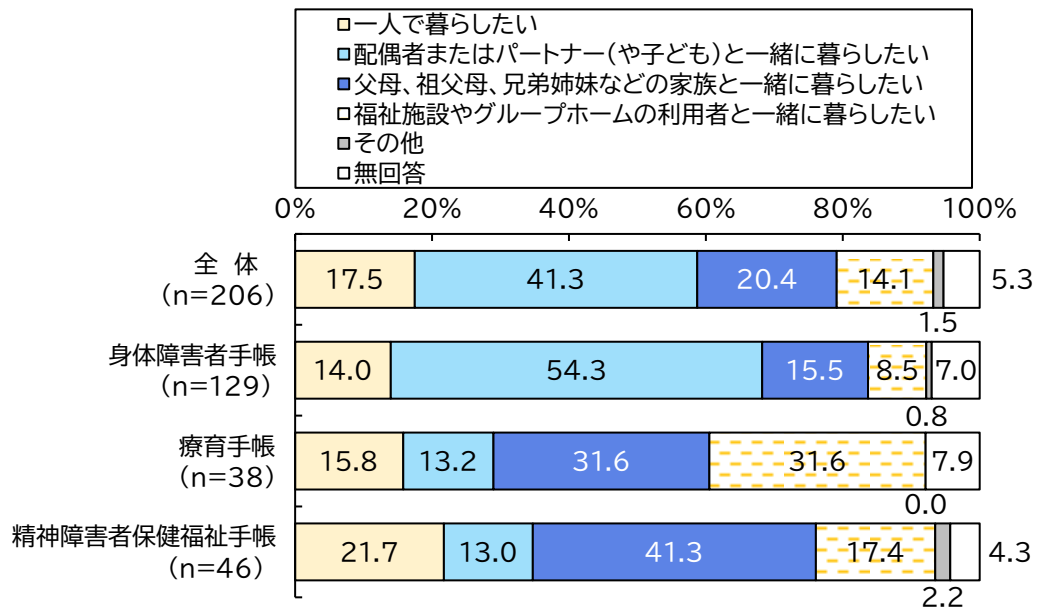
手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「友人・知人・近所の人」（28.7%）、「病院」（20.9%）も高くなっています。

療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）の職員」（39.5%）、「専門の相談員」（26.3%）も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」（45.7%）、「サービスを受けているところ（施設・作業所・事業所）の職員」（32.6%）も高くなっています。

問 あなたは今後、3年以内にどのように暮らしたいですか。（1つだけに○）
 （1）一緒に暮らしたい人

〈 今後一緒に暮らしたい人／手帳種類別 〉



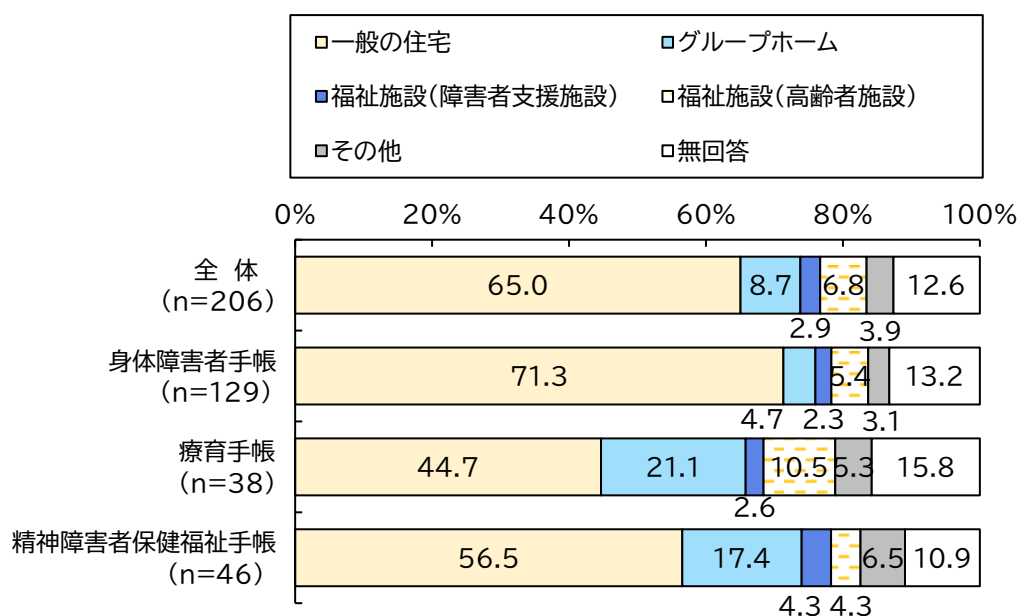
今後一緒に暮らしたい人を手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が54.3%で最も高く、次いで「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が15.5%、「一人で暮らしたい」が14.0%となっています。

療育手帳所持者では「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」が31.6%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が15.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい」が41.3%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が21.7%、「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」が17.4%となっています。

問 あなたは今後、3年以内にどのように暮らしたいですか。（1つだけに○）
 （2）暮らしたい場所

〈 今後暮らしたい場所／手帳種類別 〉

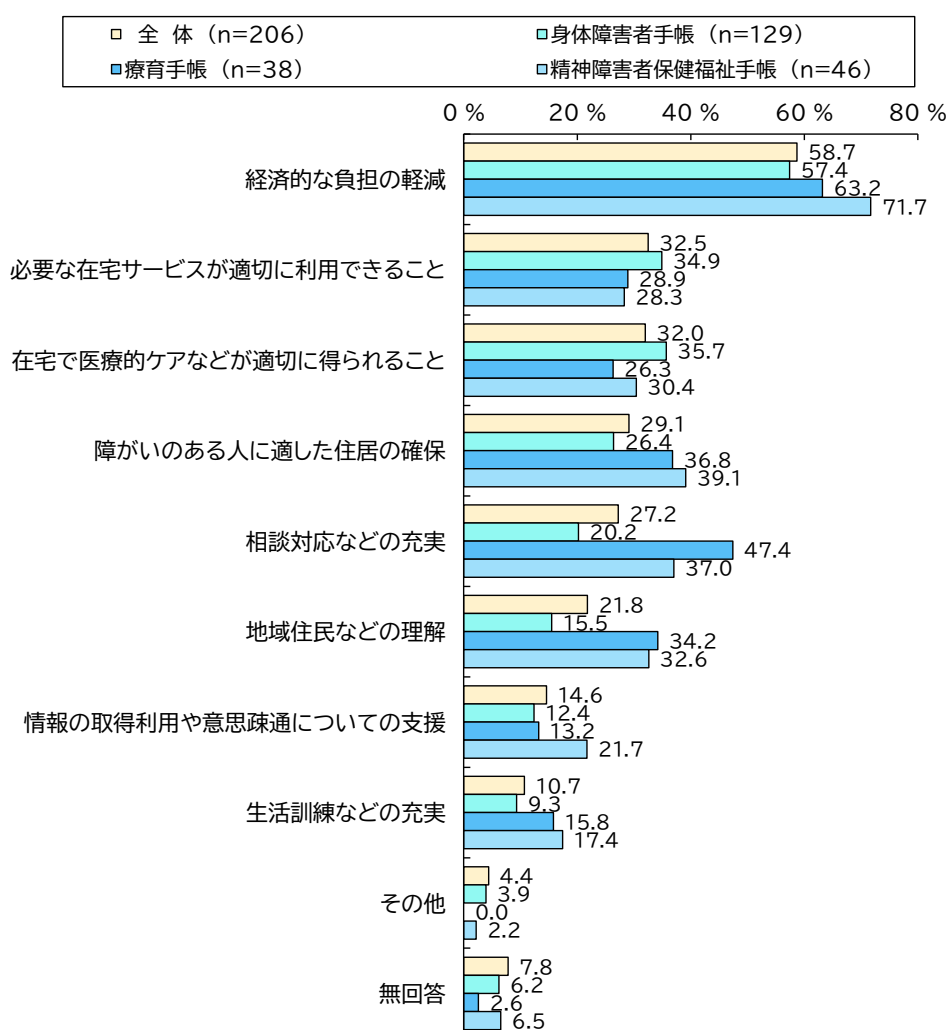


今後暮らしたい場所をみると、すべての手帳所持者で「一般の住宅」が65.0%（身体：71.3%、療育：44.7%、精神：56.5%）で最も高くなっています。

また、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「グループホーム」（療育：21.1%、精神：17.4%）も高くなっています。

問 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

〈 希望する暮らしのために必要な支援／手帳種類別 〉



希望する暮らしのために必要な支援をみると、すべての手帳所有者で「経済的な負担の軽減」が58.7%（身体：57.4%、療育：63.2%、精神：71.7%）で最も高くなっています。

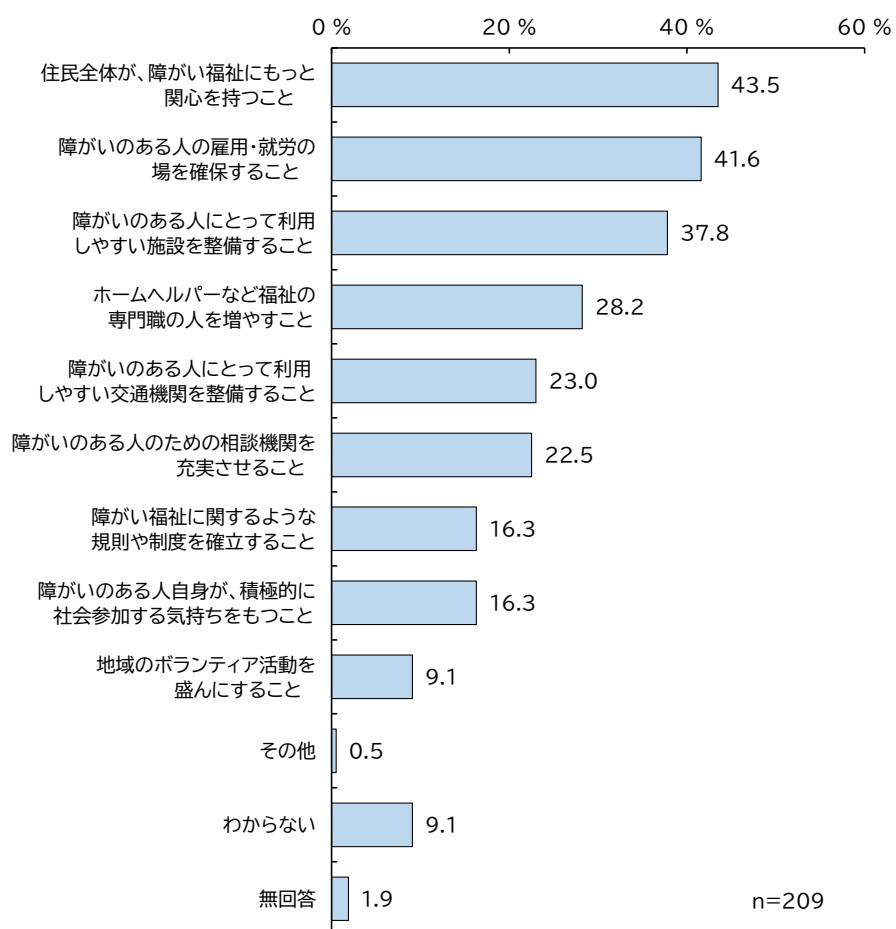
手帳種類別にみると、身体障害者手帳所有者では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」（35.7%）、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（34.9%）も高くなっています。

療育手帳所有者では「相談対応などの充実」（47.4%）、「障がいのある人に適した住居の確保」（36.8%）も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所有者では「障がいのある人に適した住居の確保」（39.1%）、「相談対応などの充実」（37.0%）も高くなっています。

問 今後、障がい者（児）が地域で自立して生活するためにどのようなことが必要だと思いますか。（主なものを3つまで○）

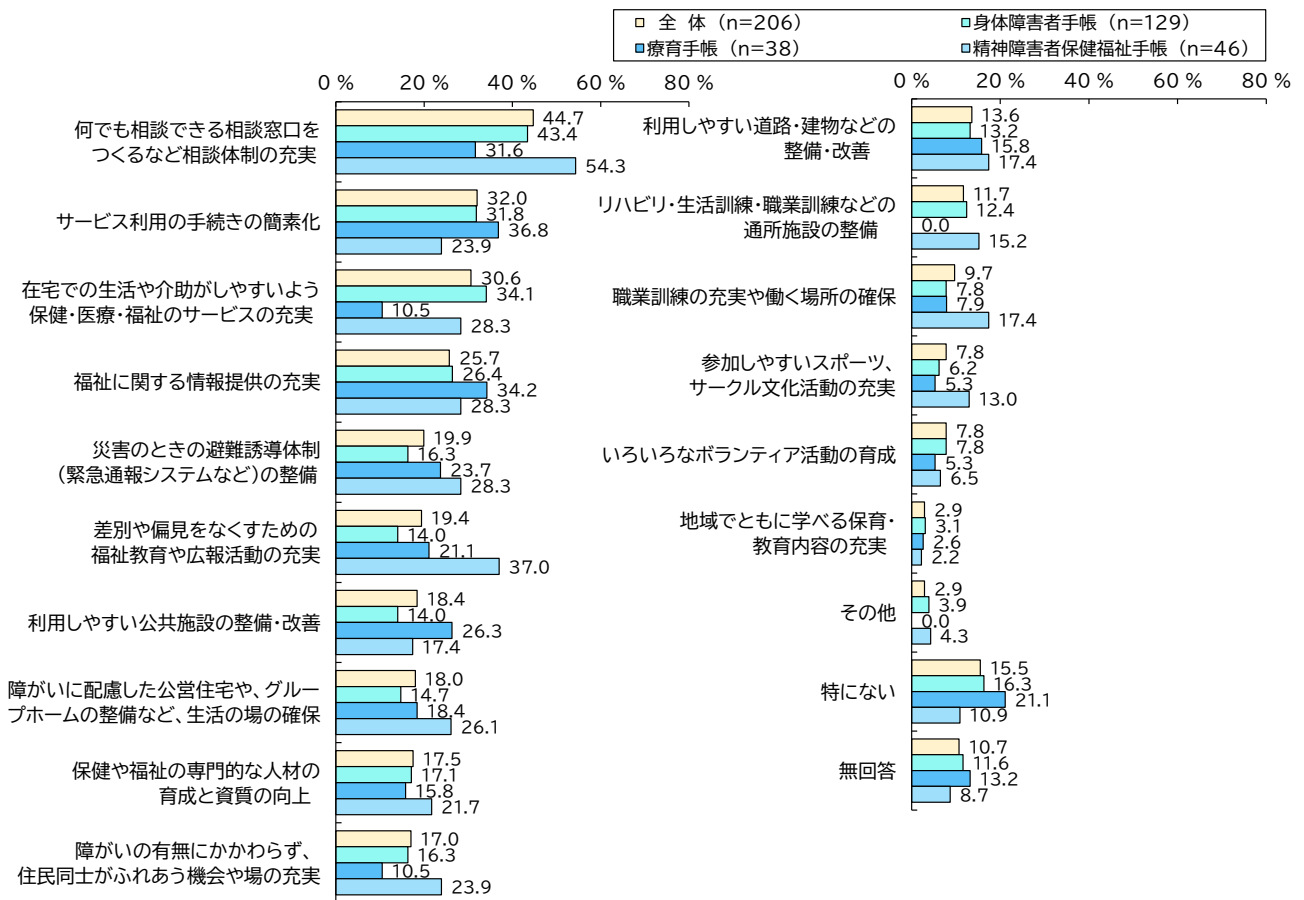
〈 障がい者（児）が自立して生活するために必要なこと／町民調査 〉



町民調査で障がい者（児）が自立して生活するために必要なことをみると、「住民全体が、障がい福祉にもっと関心を持つこと」が 43.5%で最も高く、次いで「障がいのある人の雇用・就労の場を確保すること」が 41.6%、「障がいのある人にとって利用しやすい施設を整備すること」が 37.8%となっています。

問 あなたにとって住みやすいまちをつくるために必要なことは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

〈 住みやすいまちをつくるために必要な支援／手帳種類別 〉



住みやすいまちをつくるために必要な支援を手帳種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「何でも相談できる相談窓口をつくるなど相談体制の充実」が43.4%で最も高く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が34.1%、「サービス利用の手続きの簡素化」が31.8%となっています。

療育手帳所持者では「サービス利用の手続きの簡素化」が36.8%で最も高く、次いで「福祉に関する情報提供の充実」が34.2%、「何でも相談できる相談窓口をつくるなど相談体制の充実」が31.6%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「何でも相談できる相談窓口をつくるなど相談体制の充実」が54.3%で最も高く、次いで「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が37.0%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」「福祉に関する情報提供の充実」「災害のときの避難誘導体制（緊急通報システムなど）の整備」が28.3%となっています。

取組

(1) 相談体制・情報提供の充実

障がい者相談会	
障がい者やその家族に対して、行政サービス等の情報を伝えるとともに、様々な悩み事に対応する相談会を開催します。	継続
相談支援事業	
障がい者等の相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、福祉サービスの利用支援、虐待の防止とその早期発見等、宇城圏域の関係機関と連携して援助を行います。	継続
地域での相談体制の整備	
民生委員・児童委員、嘱託員等、地域の役職にある人を中心に、各地区に暮らす障がい者との日常のコミュニケーションを保ち、当事者や保護者等の相談に対応できる体制を整えるよう支援します。	継続
民間サービスの活用促進	
配食サービスや携帯電話のGPS機能を使った位置情報の確認等、民間企業による様々なサービスが開発、提供されています。こうした新しいサービスや技術、機器に関する情報を提供し、活用を促進します。	継続
連絡体制の整備	
障がい者への虐待や障がい者や家族の生活困窮等の心配がある場合には、民生委員・児童委員等に速やかに連絡し、行政や関係機関が早急な対策がとれるよう連絡体制を整備します。また、民生委員・児童委員向けの障がい・福祉に関する研修を定期的実施し、知識の修得及び対応方法のスキルアップに努めていきます。	継続
障がいのある人やその家族の意向の把握	
障がいのある人やその家族、団体の構成メンバーに対して定期的にヒアリングを実施します。様々な課題を具体化して解決へつなげることで、本町における障がい福祉の充実を図っていきます。	継続

(2) 福祉サービスの充実

居宅介護事業	
障がい者が住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、相談援助活動を実施します。	継続
日常生活用具給付事業	
重度障がい者等に対し、日常生活用具の給付、貸与を行い、生活の利便性を確保する支援を行います。	継続
日中一時支援事業	
障がい者の日中における活動の場を確保することで、障がい者を介助する家族等の負担を軽減したり就労を支援します。	継続
個別に対応した給付の推進	
障がいの種類や程度によって障がい者ごとのニーズが異なるため、個別に対応した給付を行い、生活の安定を図ります。	継続

(3) 地域生活支援の充実

日常生活自立支援	
生活支援員の活用を通して、障がい者が地域において自立した生活が送れるよう日常生活の支援を行います。	継続
障がい者の高齢化への対応	
障がい者の高齢化が進んでおり、介助する人もまた高齢化しています。介助の負担軽減や、介助者亡きあとの障がい者の生活の安定を図るための支援策を講じるとともに、広報、ホームページ等で周知を実施していきます。	継続
地域移行のための安心生活支援事業	
障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備し、自ら選んだ地域で暮らしたいけるよう地域生活への移行や支援を行います。	継続

第5章 取組の内容

(美里町障害福祉計画(第7期計画)・障害児福祉計画(第3期計画))

1 障害福祉計画(第7期計画)における成果目標

(1) 障害福祉計画(第7期計画)における成果目標

① 福祉入居者への地域生活への移行

国の基本方針	- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。 - 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
--------	--

成果目標	令和4年度末時点の 施設入所者数	令和8年度 目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数(人)	18	1 (5.6%)
福祉施設の入所者数(人)		17 (1人削減:5.6%)

※福祉施設の入所者の地域生活への移行者数は、過去の実績から地域生活への移行は現実的に難しい点があるため基準(6%)を下回っています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度 利用者数見込み (人/月)	令和7年度 利用者数見込み (人/月)	令和8年度 利用者数見込み (人/月)
精神障がい者の地域移行支援	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	3	3	3
精神障がい者の自立生活援助	0	0	0
精神障がい者の自立訓練 (生活訓練) ※新規	0	0	0

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	20	20	20
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	3	3	3

(3) 地域生活支援の充実

国の基本方針	- 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 - 令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。※新規
--------	---

成果目標	設置	令和8年度
〈①-1 地域生活支援拠点等の整備〉 令和8年度末時点の地域生活拠点等の設置箇所（箇所）	美里町 単独での設置	1 箇所
〈①-2 検証及び検討〉 年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	美里町 単独での設置	年1回 以上実施
〈①-3 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置〉 令和8年度末時点のコーディネーターの人数	美里町 単独での設置	1 人
〈②強度行動障害を有する者への支援体制の整備 ※新規 〉 令和8年度末時点の整備数（箇所）	宇城圏域 による設置	1 箇所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針	- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を、令和3年度実績の1.28倍以上とする。 うち、就労移行支援事業は令和3年度実績の1.31倍以上とする。 うち、就労継続支援A型事業は令和3年度実績の1.29倍以上とする。 うち、就労継続支援B型事業は令和3年度実績の1.28倍以上とする。 - 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を全体の50%以上とする。※新規 - 就労定着支援事業の利用者数は令和3年度利用者実績の1.41倍以上とする。 - 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上とする。
--------	--

成果目標	令和3年度 一般就労移行者数 (人)	令和8年度 一般就労移行者数 (人)
就労移行支援事業等 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	0	1
うち、就労移行支援のみ …①	0	1
うち、就労継続支援 A 型のみ …②	0	1
うち、就労継続支援 B 型のみ …③	0	0
①+②+③	0	2

※就労継続支援B型のみは、B型から一般就労への移行は難しいため基準を下回っています。

成果目標	数値
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所※新規	50.0%
就労定着支援事業の利用者数	1人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所	25.0%

2 障害福祉サービスの充実

(1) 訪問系サービス

サービスの内容	
サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助等を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する者のうち、四肢麻痺等のために介護の必要性が特に高いと認められた者に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護等のサービスを包括的に提供します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	第7期見込量		
					令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護等	時間	189	181	161	189	190	195
	人	16	16	15	16	17	18
(居宅介護)	時間	189	181	161	189	190	195
	人	16	16	15	16	17	18
(重度訪問介護)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(同行援護)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(行動援護)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(重度障がい者等 包括支援)	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

見込量確保の方策及び今後の方向性

訪問系サービスは地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供が求められます。今後も居宅介護に関しては一定数の利用があると見込んでおり、サービス量の確保を図っていきます。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい種別に関わりなく障がい特性に応じた対応ができるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上とともにサービス提供体制の整備を引き続き進めていきます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの内容	
サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等のほか、相談や助言等日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言等必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言等必要な支援を行います。
就労選択支援 ※新規	障がいがある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がい者で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等必要な支援を行います。
就労継続支援 (A 型)	一般就労が困難な 65 歳未満の障がい者に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B 型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がい者に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約なし)

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がい者に、主として昼間に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。なお、福祉型とは障がい者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人日	990	924	1001	1005	1050	1200
	人	52	51	53	53	55	65
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労選択支援※新規	人				0	1	1
就労移行支援	人日	6	9	49	27	45	74
	人	1	1	3	1	1	2
就労継続支援 (A型)	人日	270	268	297	260	280	300
	人	14	14	16	14	24	26
就労継続支援 (B型)	人日	805	757	794	720	750	800
	人	44	42	43	40	45	53
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	0
療養介護	人	5	5	4	4	4	4
短期入所 (医療型)	人日	0	0	0	5	10	10
	人	0	0	0	1	1	1
短期入所 (福祉型)	人日	62	70	63	60	65	65
	人	9	10	13	13	14	14

障がいのある人の自己決定権を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進する観点から、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行います。生活介護サービスについては、従来より多くのニーズがあったことに加え、今後も高齢者等の移行先としての利用増も見込まれるため、受皿の確保に取り組んでいきます。

就労系サービスについても、障がいのある人の社会参加を支援するサービスを充実させるために、就労支援サービス提供事業所の確保を進めていきます。また、令和7年の利用開始をめざして、就労選択支援を提供できる体制の整備を行っていきます。

短期入所（ショートステイ）はニーズがあり、今後も一定量が見込まれます。受け入れ体制の充実に向けて、事業者間の連携を図る中で、受け入れ枠の拡充に努めます。

これらのサービスの確保のため、町や圏域において必要な施策を検討するとともに、国や県に対しても支援体制の充実等を求めています。

(3) 居住系サービス

サービスの内容

サービス名	内容
自立生活介護	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言等必要な日常生活上の支援を行います。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	33	33	37	37	47	57
共同生活援助利用者数の うち重度障害者※新規	人				0	0	1
うち、強度行動障害を有する者	人				0	0	0
うち、高次脳機能障害を有する者	人				0	0	0
うち、医療的ケアを必要とする者	人				0	0	1
施設入所支援	人	21	18	18	13	11	9

見込量確保の方策及び今後の方向性

引き続き個別支援が必要な重度障がいのある人等に対応できるグループホームの整備について、町や圏域にて課題の共有や整備の検討を進めます。なお、親の高齢化等により9、知的障がいのある人や精神障がいのある人のグループホームの利用意向に対応します。また、本人の高齢化に伴う障がいの重症化についても受け入れ態勢を整えていきます。

施設入所支援については、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進する取組を進めます。

(4) 相談支援

サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神障がいのある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

※月あたりの値

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	31	32	31	34	35	36
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

見込量確保の方策及び今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、宇城圏域内でも連携して研修を実施します。

精神科病院等から地域生活に移行する際の住居確保や手続の同行等を行う「地域移行支援」と、ひとり暮らしの障がいのある人に対する地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡等を行う「地域定着支援」を活用できるよう方策の検討を進めるとともに広報・周知に努めます。

3 地域生活支援事業の充実

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方等が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等への理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域の住民の方への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいに関する理解を深めるための教室や、少しでも多くの地域住民が関心を持って交流できるような内容となるイベントの開催を行います。事業所訪問や広報活動等を通して、合理的配慮に関しての啓発も推進します。

② 自発的活動支援事業

事業内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、障がいのある人だけではなく、そのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

見込量確保の方策及び今後の方向性

ボランティア活動支援等を通して、障がいのある人の生活を支えるとともに、見守り活動や社会復帰支援を行う事で、地域住民による自発的な取り組みを積極的に推進していきます。

③ 相談支援事業

事業内容

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援 センター	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	-	-	-	検討	検討	検討

見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の立場にたった相談支援を充実するため、支援者の資質の向上に努めます。各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り障がいのある人の地域生活を支援する観点から、地域包括支援センターなどとの連携を図ります。

なお、基幹相談支援センター関係の事業については、ニーズなどを踏まえ、より良い支援体制を構築できるよう、宇城圏域で検討を行いながら運用に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人などの報酬の助成などの利用促進策などにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	人	1	0	0	1	1	1

見込量確保の方策及び今後の方向性

今後も障がいのある人の権利を守るため、成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知及び利用の支援や日常生活自立支援事業と連携を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業内容

サービス名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名					第7期見込量		
					令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	人	1	0	0	1	1	1

見込量確保の方策及び今後の方向性

今後も障がいのある人の権利を守るため、成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知及び利用の支援や日常生活自立支援事業と連携を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

事業内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	人	0	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	-	-	-	検討	検討	検討

見込量確保の方策及び今後の方向性

手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業については、「一般社団法人 熊本県ろう者福祉協会」へ委託しており、要望がある場合に派遣を実施します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業内容

サービス名	内容
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、そのほかの障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通 支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性にあるもの。
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	第7期見込量		
					令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	件	3	0	0	3	3	3
自立生活支援用具	件	1	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	0	2	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	0	3	0	3	3	3
排泄管理支援用具	件	305	271	114	270	270	270
住宅改修費	件	1	0	0	1	1	1

見込量確保の方策及び今後の方向性

耐用年数経過での支給も含んでいるため、一概に見込みが年々増加するとは言えないものの、障がい者の高齢化が進む中で、必要な人にサービスの提供ができるよう支援を行っていきます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

事業内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成 研修事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	第7期見込量		
					令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業	人	0	0	0	1	1	1

見込量確保の方策及び今後の方向性

複数市町村での事業協定を締結して、手話奉仕員の養成研修を実施し、事業内容や制度の趣旨等の周知を図りながら、手話奉仕員の増員に努めます。

⑨ 移動支援事業

事業内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	時間	62	64	69	82	82	82
	人	18	21	24	24	24	24

見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためにも、また、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる受皿確保に努めます。また、障がいの特性に合わせた移動手段の検討を進めます。

⑩ 地域活動支援センター

事業内容

サービス名	内容
地域活動支援センター (Ⅰ型・Ⅲ型)	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として実施し、Ⅰ型、Ⅲ型の事業形態を実施していきます。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター(Ⅰ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	3	3	3	10	10	10
地域活動支援センター(Ⅲ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	0	0	0	3	3	3

見込量確保の方策及び今後の方向性

地域活動支援センターについては、宇城圏域の広域事業として実施していきます。また、地域活動支援センターが安定した事業運営ができるよう、運営費の補助を行います。

(2) 任意事業

事業内容

サービス名	内容
相談支援充実・強化事業	定期的な相談会とともに、障がい福祉施策に関する情報が行き届いていない障がい者等に対する家庭訪問を実施します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施します。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障がい者の就労等社会活動への参加を促進します。
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労等にともない、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。
地域移行のための安心生活支援事業	障がい者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備し、自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や支援を行います。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	時間	378	367	353	370	370	370
	人	15	17	16	16	16	16

見込量確保の方策及び今後の方向性

障がいのある人の自己決定を尊重し、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる受皿確保に努めます。

4 障害児福祉計画（第3期計画）における成果目標

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針	- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。 - 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 - 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保する。 - 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
--------	---

成果目標	設置	令和8年度末時点の整備数
①児童発達支援センターの設置	宇城圏域による設置	1
②障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	宇城圏域による設置	1
③-1 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	宇城圏域による設置	1
③-2 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	宇城圏域による設置	1
④-1 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	美里町単独での設置	1
④-2 医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	宇城圏域による設置	1

(2) その他障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及び提供体制の整備

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の障がい児の受入人数の実績と見込みです。

サービス名	第6期実績			第7期見込量		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所	13人	14人	14人	10人	10人	10人
認定こども園	2人	2人	2人	2人	2人	2人
放課後児童健全育成事業	7人	2人	3人	4人	5人	7人

5 障がいのある児童を対象としたサービスの充実

(1) 障害児通所支援

事業内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	35	17	32	33	35	40
	人	4	3	4	5	5	6
医療型児童発達支援	人日	4	0	0	4	4	4
	人	1	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

見込量確保の方策及び今後の方向性

児童発達支援は、利用増加が見込まれるため、発達支援に関する機関との連携や庁内体制の充実に努めます。医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援については、利用人数としては見込んでいないものの、今後もニーズの把握と受皿の確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス

事業内容

サービス名	内容
放課後等 デイサービス	通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名					第7期見込量		
					令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等 デイサービス	人日	164	199	203	325	400	470
	人	13	16	16	25	30	38

見込量確保の方策及び今後の方向性

放課後等デイサービスは利用ニーズが高く、利用実績も増加傾向にあります。今後、利用者の増加に対応できるよう、事業所の確保に努めます。

また、利用量の適正化にも努め、効果的に多くの人が療育を受けられる環境を目指します。

(3) 保育所等訪問支援

事業内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

サービス名		第7期見込量					
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

見込量確保の方策及び今後の方向性

利用者を見込んでいませんが、庁内体制の整備や関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期対応につなげられるよう、実施の検討を行います。

(4) 障がい児相談支援

事業内容

サービス名	内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

				第 7 期見込量			
サービス名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい児相談支援	人	5	6	6	8	10	12

見込量確保の方策及び今後の方向性

一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して、最適なサービスを提供するために計画相談支援等を実施します。サービス等利用計画はサービス受給者すべてに作成されることから、計画作成を含めた相談支援を行う人材を確保するとともに、本町の障がい者団体等や家族会と連携して研修を実施します。

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

事業内容

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

障害福祉計画(第7期計画)におけるサービス見込量

				第 7 期見込量			
サービス名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーターの配置 (圏域による設置)	人	0	0	0	1	1	1

見込量確保の方策及び今後の方向性

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置これまでできていないため、設置に向けて調整していきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援体制の充実・強化等における成果目標

国の基本方針	- 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 - 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。※新規
--------	---

成果目標	令和8年度末 時点の整備状況
令和8年度末における 基幹相談支援センターの設置数（圏域による設置）	1箇所
令和8年度末における 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保数（圏域による設置）	1箇所
令和8年度末における 協議会の体制確保数（圏域による設置）	1箇所

(2) 相談支援体制の充実・強化等における活動指標

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無 ※新規	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	170	180	190
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	50	55	60
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	55	60	65
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回） ※新規	12	14	14
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人） ※新規	2	2	2
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回） ※新規	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所） ※新規	4	4	4
協議会の専門部会の設置数（箇所） ※新規	5	5	5
協議会の専門部会の実施回数（回） ※新規	20	20	20

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本方針	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。
--------	---

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無

8 発達障がい者等に対する支援

(1) 発達障がい者等に対する支援

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
※ペアレントトレーニングや※ペアレントプログラム等の開催回数（回）	ペアレントプログラム	6	6	6
	ペアレントトレーニング	0	0	6
ペアレントメンター等を活用した※ピアサポートの活動の実施回数（回）		0	0	1

※ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。

※ペアレントプログラム

子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。

※ピアサポート

「ピア」（仲間）、「サポート」（援助）で、仲間同士の支え合いを表します。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・幼稚園・保育園・学校、障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進めることが必要です。

(1) 行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的にすすめます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭・幼稚園・保育園・学校の役割

地域や家庭、幼稚園・保育園、学校で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

(3) 障がい者当事者団体・障がい福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していくことが必要です。

障がい福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組を改善する

（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「宇城圏域障がい者支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。

【PDCAサイクルによる計画の推進とは】

まず計画段階で目標設定と具体的な計画を立て、次に実行段階で計画を実施します。その後、評価段階で結果を客観的に評価し、得られた情報をもとに改善策を立案・実行します。そして再び新しい計画を立て、このサイクルを繰り返して持続的な改善を実現します。



資料集

1. 策定委員会委員名簿

役職	氏 名	職 務
会長	坂田 竜義	美里町議会 産業厚生常任委員会 委員長
副会長	富田 康仁	美里町社会福祉協議会 事務局長
委員	松本 佑允	(福) 十百千会 障がい者総合支援センターゆきぞの 施設長
委員	田之上 健一	(福) 白寿会 障がい者支援センター大喜地 管理者
委員	峯松 小枝	(医) 美里みどり会 間部病院 地域連携室 社会福祉士
委員	大木 真美	美里町民生委員児童委員協議会 会長
委員	松本 美紀	砥用小学校 養護教諭
委員	佐伯 和美	砥用中学校 特別支援コーディネーター
委員	佐々木 聡	(福) 三山会 青空保育園 園長
委員	宮崎 袈吉	美里町身体障害者福祉協会 会長
委員	瀬戸 里美	宇城地域療育ネットワーク 委員

2. 計画策定の経緯

開催日	内 容	
令和5年9月29日（金） ～10月16日（月）	アンケート調査 ●調査地域 美里町 ●調査対象 ①障がい者調査：町在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかもしくは複数所持者 500人 ②町民調査：町在住の18歳以上の男女 500人 ●調査方法 郵送（郵送配布・郵送回収）及びWEB回答	
令和5年10月17日（火） ～10月31日（火）	アンケート調査 ●調査地域 美里町 ●調査対象 町内の中学校に通う中学生 59人 ●調査方法 学校を通じて配布・回収	
令和6年1月10日（水）	第1回策定委員会	①美里町障害者計画・美里町障害福祉計画・美里町障害児福祉計画（計画策定）について ②現行の「美里町障害者計画・美里町障害福祉計画・美里町障害児福祉計画の取組・進捗評価」について ③その他
令和6年2月29日（木）	第2回策定委員会	①計画書素案について ②その他
令和6年3月6日（水）～ 3月14日（木）	パブリックコメントの実施	
令和6年3月19日（火）	第3回策定委員会	①計画案の検討 ②その他

美里町障害者計画（令和6年度～令和11年度）
美里町障害福祉計画（第7期計画）
美里町障害児福祉計画（第3期計画）

発行年月

令和6年3月

編集・発行

美里町 福祉課

〒861-4732 熊本県下益城郡美里町三和 420 番地

電話番号:0964-47-1116 ファックス:0964-47-0110

